

戦時インフレーション：わが国・昭和12～20年(4)

ハラ, カオル / 原, 薫 / HARA, Kaoru

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

72

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

263

(終了ページ / End Page)

320

(発行年 / Year)

2005-03-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017220>

【研究ノート】

戦時インフレーション

—わが国・昭和12～20年(4)—

原 薫

目 次

はじめに

I. 通貨供給の拡張の制度的諸要因——昭和6～20年(1931～1945)

1. 金本位制度の停止
2. 日銀の国債引受け発行の開始
3. 日銀券発行限度の拡張

II. 通貨供給(1)——昭和7～11年(1932～1936)

III. 財政と国債の発行——昭和7～11年度(1932～1936)

<以上, 本誌第70巻第4号所収>

IV. 通貨供給(2)——昭和12～20年(1937～1945)

1. 概況
2. 政府ルート of 動き
3. 金融ルート of 動き

<以上, 第71巻第2・3号>

V. 財政と国債の発行——昭和12～20年度(1937～1945)

1. 一般会計歳出入
2. 国債の発行
3. 財政運営—12～20年度(敗戦まで)
4. 臨時軍事費特別会計の設置とその運営

<以上, 第72巻第1・2号>

VI. 通貨の動き——昭和12～20年(1937～1945)

1. 概況
2. 通貨膨張の諸要因
3. 通貨の動き—12～20年の概括
 - 1) 日銀の通貨供給と通貨膨張

- 2) 預金通貨と現金通貨
- 3) 「国民貯蓄」の膨張

〈以上、本号〉

VII. 物価——昭和12～20年

物価の動き，政府の物価対策（経済・物価統制），生産と需給状況

VIII. 総括・わが国の戦時インフレーション

おわりに

VI. 通貨の動き

——昭和12～20年度——

戦時期における通貨⁽¹⁾の動きについては，これまで日銀の通貨供給や財政・金融に関する記述のなかで触れてきたが，ここでまとめてみることにする。なお，この通貨の動きとインフレ進行との関係（あるいはインフレ分析の面からの通貨の動きの問題）については，後に改めてみる。

(1) この通貨とは，現金通貨と預金通貨とを合わせたものである。

両者の当時の存在形態について触れると——現金通貨は，一般にまず④日銀券の発行高（発行残高）を指すが，この④から朝銀・台銀の準備充当高（あるいはさらに市中金融機関のその保有額）を差引いたものを⑤日銀券流通高とし，この⑤に補助貨幣と政府紙幣の流通高（日銀の保有分を除いたもの）を加えて⑥現金通貨量としている。なお，日銀券は昭和6年（1931）12月の金本位制度の停止・兌換停止によって紙幣化するとともに，戦時期，その増発を可能にする発券制度の変更が繰返えされ，日銀法の制定（17年2月）によって，これが法制化された（前稿（1），253ページ以下）。戦時期を通じた現金通貨の増加は，この紙幣の性質をもつ通貨の流通内部における膨張・累増を意味している。

預金通貨の存在形態は市中金融機関の当座預金（残高）である（統計面では一般に，「全国銀行」の当座預金に郵便振替貯金を加えて集計している）。なお，この預金通貨は，金融機関の現金の即時払いの支払い約束・債務（預金者の債権）であって，この支払約束自体が通貨機能を果すものであるが，通貨としての内実は，紙幣の性質をもつ日銀券の支払約束として，上記の現金通貨と同じ性質のものといえることができる。

1. 概 況

通貨の動きとその関連指標を掲げれば——集計内容もまちまで、大勢をうかがうために若干並べたにすぎないが——，第1表のようである（戦時期の物価や生産などの動きについては、後に物価の項で詳しくみる）。

まず、通貨の膨張，その継続的な膨張の進行の基盤となるのは、日銀券発行制度にもとづく日銀の通貨供給の増加である（第1表A）。

さきにみたように（前稿（2）70ページ以下），日銀の通貨供給は，この戦時期を通じて増加を続け，追加的な供給超過が累積した。この増加を促したのは，日銀の国債引受け発行と対市中金融機関貸出の増加であり，これが，戦争遂行のための政府の軍事費支出の増加（→政府による資金撒布の拡大）と市中金融機関の企業融資の拡張（軍需企業への資金供給の増加）を可能にし，通貨供給が全体として膨張して行った。

通貨（現金通貨と預金通貨，流通内部・経済活動におけるそれらの存在量あるいは企業や国民の保有高）は，戦時中，全体として増加を続けた（第1表B・C）。また，両者の対比では，12～14年（戦争の初期の段階），まず預金通貨の増加の動きが高まった。その後15年頃からは現金通貨の増加が著しくなり，預金通貨の増加率は現金通貨に比べて鈍化した。

現金通貨（日銀券を主体とする）は，戦時期を通じ一貫して増加を続け，とくに戦争末期（18年以降）においてその著増が目立った。また，太平洋戦争期になると，現金通貨量が預金通貨量を大幅に上回り，取引における通貨の使用の面でも現金通貨の比重が高まり，通貨の主役となって行った⁽¹⁾。

このような通貨の動きを，物価や生産の動きと対比してみると，まず物価は，その上昇の抑制のため物価統制が全面化し，強化されたが，しかし，物価は戦時期を通じて事実上上昇を続けるとともに，戦争の長期化とともに（15年ごろから）その上昇率が高まった（第1表D・E—物価については後に改めてみることにする）。通貨と物価との対比では，この戦時

第1表 通貨と物価、生産（概括）

| 年末 | A. 日銀の通貨供給 (対前年末増加) (100万円) | | B. 日銀券流通高 増加 (%) | | | | C. 預金通貨と現金通貨 | | | | D. 総合実効物価 指数上昇 率(%) | | | E. 実際物価水準上 昇率(%) | | F. 鉱工業 生産増 減率 (%) | | G. 労働人員 (男女計) 増加率 (%) | | H. 賃金 (男女計) 増加率 (%) | |
|----|-----------------------------------|-----------|------------------------|-----------|-----------------|-----------|--------------|--------------|--------------|------------------|---------------------------|--------------|--------------|---------------------|----------------|----------------------------|--------------|--------------------------------|--------------|------------------------------|--------------|
| | 預金通貨 (100万円) | 増減 (%) | 現金通貨 (100万円) | 増加 (%) | 通貨・計 (100万円) | 増加 (%) | 増加 (%) | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 | 卸売物価 小売物価 |
| 11 | 113 | 9.2 | 1549 | 9.4 | 3102 | 5.5 | 7.4 | — | — | 6.3 | — | — | — | 21.3 | 5.6 | 0.8 | | | | | |
| 12 | 441 | 18.5 | 2051 | 32.4 | 3904 | 19.3 | 25.9 | 18.9 | 8.6 | 19.1 | 18.9 | 8.6 | 24.3 | 11.2 | 5.4 | | | | | | |
| 13 | 335 | 18.9 | 2872 | 40.0 | 5018 | 15.8 | 28.5 | 5.8 | 10.8 | 6.5 | 5.8 | 10.8 | 10.2 | 10.9 | 9.1 | | | | | | |
| 14 | 1132 | 37.2 | 4140 | 44.2 | 6602 | 14.7 | 31.6 | 11.6 | 12.1 | 10.8 | 11.6 | 12.1 | 24.9 | 9.9 | 12.3 | | | | | | |
| 15 | 1286 | 31.2 | 4967 | 20.0 | 8441 | 41.1 | 27.9 | 17.4 | 29.8 | 21.9 | 17.4 | 29.8 | △1.3 | 3.1 | 13.7 | | | | | | |
| 16 | 1476 | 33.1 | 6266 | 26.2 | 10392 | 18.8 | 23.1 | 8.0 | 16.6 | 9.5 | 8.0 | 16.6 | 4.6 | 2.5 | 12.7 | | | | | | |
| 17 | 1425 | 19.3 | 8521 | 13.7 | 13012 | 15.4 | 25.2 | 28.1 | 30.1 | 28.1 | 28.1 | 30.1 | △15.8 | 10.8 | 8.2 | | | | | | |
| 18 | 3449 | 44.1 | 7154 | △13.3 | 16232 | 90.7 | 24.7 | 13.0 | 17.6 | 14.2 | 13.0 | 17.6 | △20.5 | 12.6 | 17.8 | | | | | | |
| 19 | 7422 | 74.1 | 8582 | 20.0 | 24832 | 79.0 | 53.0 | 22.2 | 24.9 | 26.0 | 22.2 | 24.9 | △24.1 | 15.4 | 17.9 | | | | | | |
| | (19/12末 : 20/7末) | | | | | | | | | (20/1~8) 20.2 | | | | (19/6) | (20/4) 12.5 | | | | | | |

〔備考〕 20年は、8月の敗戦をはさんで事情が激変しているもので、ここでは、戦時期の動きをみるものとして、19年までの数字を掲げた。

- A～前稿(1)の第6表、(2)の第1表を参照。
- B～日銀券発行高マイナス朝銀・台銀の準備充当高。『日本統計年報』昭和24年版による。
- C～預金通貨は、全国銀行および商工中金・農林中金の当座預金と郵便振替貯金の合計。現金通貨は、通貨発行高マイナス金融機関の手許現金。日銀『本邦経済統計』昭和24年版による。
- D～卸売物価指数と小売物価指数を総合したもの。日銀「我国インフレーションの現段階」23年1月—『金融資』昭統第5巻(所収)による。この指数の作成については、同p.32～34を参照。本指数はまた、公定価格にもとづくものが大きいなど、実勢より「やや低目のものと推定される」(p.32)。
- E～森田優三氏推計—同編『物価』(日本経済の分析2)、p.96による。
- F～国民経済研究協会・生産指数(工鉱業総合指数)。日銀『本邦経済統計』昭和23年版、p.172による(「満以後」—『金融資』昭第27巻、p.291～292、p.386を参照)。この生産指数は、生産量の動きを示す指数とこのこと。
- G～「民営工場労働人員指数」—東洋経済新報社『昭和産業史』III、p.566による。本指数については、詳しくは原表の備考を参照。
- H～工場労働者の一人一日当り実収賃金の指数—日銀『戦時中金統計要覧』p.145による。本指数については、原表の備考を参照。

第1表 <付> 現金通貨と預金通貨

(1千万円)

| 年月末 | 日銀券発行額 (発行残高) | 年月末 | 現金通貨 | | | 預金通貨 | | | A/D (%) | C/F (%) |
|-----------|------------------|-----------|----------|----------------------|---------------------|----------|----------------------|---------------------|---------|---------|
| | | | A. 現金通貨量 | B. 同左 回転速度 (回) | C. 現金通貨取引高 (A×B) | D. 預金通貨量 | E. 同左 回転速度 (回) | F. 預金通貨取引高 (D×E) | | |
| 11 | 187 | 11 | 153 | 14.8 | 2266 | 221 | 59.2 | 13083 | 69.2 | 17.3 |
| 12 | 231 | 12 | 182 | 16.4 | 2990 | 280 | 63.5 | 17785 | 65.0 | 16.8 |
| 13 | 275 | 13 | 214 | 15.9 | 3406 | 341 | 51.7 | 17631 | 62.8 | 19.3 |
| 14 | 368 | 14 | 266 | 15.8 | 4195 | 488 | 48.0 | 23463 | 54.5 | 17.9 |
| 15 | 478 | 15 | 366 | 14.4 | 5265 | 581 | 46.1 | 26821 | 63.0 | 19.6 |
| 16 | 598 | 16 | 479 | 12.1 | 5792 | 700 | 35.5 | 24895 | 68.4 | 23.3 |
| 17 | 715 | 17 | 602 | 9.6 | 5783 | 831 | 39.1 | 32513 | 72.4 | 17.8 |
| 18 | 1027 | 18 | 782 | 9.5 | 7438 | 916 | 34.9 | 32055 | 85.4 | 23.2 |
| 19 | 1775 | 19 | 1297 | 6.9 | 9023 | 1085 | 28.8 | 31321 | 1.2(倍) | 28.8 |
| 20/7 | 2846 | 20/8 | 2399 | 6.9 | 16553 | 1604 | 28.8 | 46181 | 1.5(倍) | 35.8 |
| 21/2 | 5434 | 21/2 | 6056 | 9.7 | 58741 | 1738 | 36.2 | 62981 | 3.5(倍) | 93.3 |
| 3 | 2332 | 3 | 2505 | 4.1 | 10268 | 802 | 15.3 | 12325 | 3.1(倍) | 83.3 |
| 11:20/7 | 15.2(倍) | 11:20/8 | 15.7(倍) | | 7.3(倍) | 7.3(倍) | | 3.5(倍) | | |
| 20/7:21/2 | 1.9(倍) | 20/8:21/2 | 2.5(倍) | | 3.5(倍) | 1.1(%) | | 1.4(倍) | | |
| 21/2:21/3 | △57.1(%) | 21/2:21/3 | △58.6(%) | | △82.5(%) | △53.9(%) | | △80.4(%) | | |

(備考) 1) 日銀券発行額～大蔵省・日銀『財政経済統計年報』昭和23年版による。

2) 現金通貨と現金通貨～日銀『我が国インフレーションの現段階について』(『金融資料』昭統第5巻所収)による。

① 現金通貨量＝日銀券平均流通高(朝銀・台銀の発行準備を除く) プラス補助貨幣および小額紙幣の流通高。これについてはなお、同書, p.38を参照。回転速度の計算方法については、同書, p.38を参照。

② 現金通貨量＝全国銀行勘定の当座預金プラス当座貸越。回転速度の算定方法については、同書のp.36～37を参照。

③ 原表の計数は100万円単位となっているが、本表ではこれを1千万円単位として掲げた。

期においては、総じて、通貨の増加率が物価上昇率を上回るといった状況であり、物価の上昇にたいして通貨の増加が先行し、なかでも現金通貨が物価上昇に先行して大幅に増加するという動きを示した⁽²⁾。

生産は、まず14年頃までの戦争の初期の段階に著しい増加を示した（第1表Fの指数は生産量の動きを示す）。この生産の増加にたいして、通貨（とくに預金通貨）の増加がこれを上回っているが、この時期の生産の増加は、総じてこの通貨の増加に近接したものとなっている。15年以降、生産は減少に転じ、太平洋戦争期には大幅な減少を続けた。そしてこの時期には、通貨の増加（なかでも現金通貨の著増）と生産減少との対照が際立つことになった。

なお、雇用労働者数と賃金は、戦時期を通じ全体として増加を続けた。これらは賃金支払い総額の増加（企業の現金需要と現金支払いの増加→労働者全体あるいは国民の現金収入との保有の増加）の動きとして、現金通貨の増加の促進要因の一つを形成した。

以上のような通貨の膨張は、直接的にはまず、企業や国民諸個人による通貨（現金通貨・預金通貨）の需要・保有の増加にもとづいており、この動きには、物資の購入と支払いの必要をはじめとして、様々な要因が作用している。そしてその背後に、この通貨の増加（供給）を継続的に可能にする動きがある。次に、戦時期におけるこれらの諸要因についてみることにする。

- (1) 現金通貨と預金通貨の動きについて、日銀の推計によれば第1表<付>のようである。戦時期、まず両者とも増加を続けた。通貨量では、預金通貨が総じて現金通貨を上回っているが、増加率では現金通貨が高く、太平洋戦争末期の19年以降、量的にも現金通貨が上回るようになった。また、双方による取引高では、戦時期を通じて、預金通貨による取引が現金通貨のそれを上回っているが、15年ごろからは、ここでも現金取引が増加する動きを示している。
- (2) 通貨と物価との対比については、インフレ問題の観点から後に改めてみることにするが、この戦時期における通貨の先行的な膨張について、次の

ような指摘がみられる。

日銀「我国インフレーションの現段階について」（昭和23年1月）より

「……インフレーションは通常次の三段階を経て進むものとされている。……第一の段階は先づ通貨膨脹が起るが物価は停滞乃至は相当の遅れを以て漸騰する時期，第二は物価騰貴が次第に大となり通貨膨脹と平行して進む時期，第三は物価騰貴が通貨膨脹を追い越して進む時期である。我国のインフレーションに就ても……大略この三つの段階を画することが出来る」。「……昭和5乃至9年平均を100とする両者の指数*をとれば早くも……12年に於て148対137と通貨増発の先行性が現われ，この開きは年と共に進んで……16年390対216，19年1,058対398となり，20年（1～8月平均）には1,958対479と約四倍に迄達した」。そして，戦後の21年2月頃からインフレは第2段階に入ると述べる（以上、『金融資』昭統第5巻，25ページ）。

*現金通貨流通高と日銀による「総合実効価格指数」との対比。この指数については，第1表Dの備考を参照。

2. 通貨膨張の諸要因——昭和12～20年——

上記のような通貨の増加をもたらした諸要因について，これに関する当時の記述から，時期を追って辿ってみる。

なお，この通貨の動きに関する当時の記述内容は，事実上現金通貨の増加についてのものとなっており，専ら日銀券の増発の動きが重視され，その影響が問題となっていた。

すなわち，戦時期，政府自身は日銀依存による軍事費支出を増大させ，さらに軍需物資増産の強行のために軍需企業にたいする資金供給を促進し，企業の生産資材の買漁りを容認しながら，同時に他方，これがもたらす日銀券の増発（現金通貨の増加）の進行は，民間（国民・企業）における「浮動購買力」あるいは「待機購買力」の増大（→需要圧力・物価上昇圧力の高まり）の状況を示すものとして，生産・供給不足（→物資需給の全面的な逼迫）の進行のなかで，戦時経済の維持にたいする阻害要因になると，これを重視した。そして，こうした「浮動購買力」を吸上げ，これ

を国債の消化や生産力拡充資金の供給に向わせるため、「国民貯蓄増強」政策が推進されることになった（前稿（2），104ページ以下を参照）。

また、政府以外の民間などの議論においても——以下に掲げる記述にみられるように——、一般に、日銀依存にもとづく政府の財政支出の拡大と結びつけて日銀券増発の動きを取上げ、インフレの進行の現われ（あるいは戦時経済運営における主要問題の一つ）として、これを重視した⁽¹⁾。

日銀券の増発が問題とされた背景には、これを民間購買力の増大（→物価上昇の促進要因）として重視する考え方があった、とみられる。

- (1) これに関連して、『銀行研究』19年11月10日、「軍需金融改善の諸条件」より——「〈インフレ測定の〉指標として最も重要なものは、一般に(1)物価指数、(2)銀行券発行高の二つであるが、固定的なる公定価格の行われている統制経済の下では、物価指数はそのまま利用することが出来ない。これに反して銀行券発行高は、比較的素直にインフレ金融の本質を反映するようである」（『金融資』第32巻，714ページ）。

12・13年

1) 政府の説明。

○13年3月衆議院、「兌換銀行ノ保証限度ノ臨時拡張ニ関スル法律」（13年4月公布，施行）の提案理由（政府委員の説明）より——「……支那事変の勃発〈12年7月〉を見まするや、軍需の急増に伴いまする一般経済活動の急激なる膨脹に依りまして、〈日銀〉券の発行高も著しく増加し、……」（『金融資』昭第17巻，417ページ）。※14年3月，この保証発行限度を更に拡張する際にも，政府は同様な説明を行っている。また，これらの法律については，前稿（1）274ページ以下を参照。

○13年12月，池田蔵相の関西銀行大会での演説より（日銀券発行高の増加について）——「この程度の増加は，……大体に於て経済の実勢に即した増加であると考えられます。云々」（『金融資』昭第30巻，769ページ）。

2) 日銀の説明・記述。

- 日銀『調査月報』12年9月より——「〈日銀〉券発行高は最近増勢顕著にして……，〈これは〉事変に伴う産業活動の拡大に基く物資の移動及消費の増嵩等に主因するものと観られ……」（『金融資』昭第8巻，452ページ）。
- 13年4月，結城総裁の手形交換所連合会における演説より——「近時政府資金の撒布は多額に上り，取引の旺盛並に物価の強調等に依りまして通貨流通高が増加の傾向にあります……が，遊資の還流は引続き順調に維持せられて居るのであります，……所謂過度の通貨膨脹の現象は認められないのであります」（『金融資』昭第6巻，442～443ページ）。

3) 金融研究会「我国金融事情」14年8月（11～13年ごろの動き）——

「……準戦時経済体制への転入を契機とし，昭和11年下期あたりから通貨〈日銀券〉の膨脹が漸く顕著となった」。「支那事変勃発の昭和12年以降は，更に一段と日本銀行券の膨脹をみた」。「通貨の急激な膨脹は，軍需関係産業の極度の殷賑に基く賃金及至俸給支払額の激増，近年〈12～13年〉稀にみる小売取引の活況等に相応するものである一方，商取引にして現金取引によるものが増加したと云う特殊事情をも看過し得ないが，此の急激な通貨膨脹が物価騰貴に照応し，著しくインフレーションの様相を示し来たったと云う点に，重大な問題が提起されるに至った」。「〈11年〉の下期に入ってから，金物類を初めとする軍需関係原料品の思惑的騰貴が生じ，小売物価も其の影響を受けて漸騰の傾向を示し，……〈支那〉事変後に於ては小売物価の騰貴が著しく表面化し来たったのであって，茲に於いて，通貨の急激な膨脹がとりたてて重大視されるに至ったわけである。云々」（『金融資』昭第28巻，100～102ページ）。

12年7月，支那事変が勃発し，13年にかけて中国大陸への侵略と戦線が

拡大したが、12年9月、この戦費をまかなうために臨軍費会計が設置され、国債の日銀引受け発行に依存した政府の軍事費支出が急増した。そしてこれは、軍需景気を拡大させるとともに、これに主導されて産業活動の拡大が全面化して行った。

こうしたなかで、事変勃発以来の通貨膨張（日銀券の増発）の動きが注目されることになったが、この時期の政府は、これを専ら経済活動の拡大との関係の面から説明し、通貨膨張がとくに問題のないことを強調した。

14年

1) 政府の説明。

○14年4月、石渡蔵相、全国貯蓄銀行協会総会での演説より——「……事変下に於ける……経済界並に金融界の情勢を観まするに、国債の消化は順調に進み、通貨の状態は健全であり、……」（『金融資』昭第33巻、778ページ）。

○14年11月、青木蔵相、関西銀行の大会における演説（要旨）より——「……近時〈日銀券〉の発行高が相当増加を致して居りますが、金融市場の大勢は大體平穩に推移して居るものと認められるのであります。併しながら政府資金の撒布は今後尚引続き相当巨額に上るものと予想せらるるのでありまして、……之に伴う通貨の過度の膨脹は極力抑制する方針を以て進んで参りたい……。之が為には消費の節約、国民貯蓄の奨励に努め、云々」（『金融資』昭第33巻、783ページ）。

2) 日銀の説明・記述。

○日銀『調査月報』14年10月より——「最近〈日銀〉券発行高の増勢相当顕著なるものあり、……。〈これ〉は頃来物価高と殷賑産業方面の活況等に資金の需要量一般的に増大せるに加え、①現金引取の旺盛、②…農産物値上りに因る資金の地方流出増加と農村に於ける滞溜、〈等々の〉事情に因由すべく、……」（『金融資』昭第8巻、733ページ）。

- 14年11月、結城総裁、関西銀行大会における演説より——「〈日銀券〉の発行高は生産力の拡充、物資移動の増加、現金取引の旺盛等に因りまして最近相当の増加を示して居ります。之は今日の大経済運行上或程度迄抛らない現象と思うのでありますが、……」と述べた上で、浮動購買力の吸収、通貨膨張の抑止の必要性に言及する（『金融資』昭第33巻、786ページ）。
- 日銀『調査月報』14年12月より——「……特に〈14年〉後半に至り物資需給の破衡は各方面に浸透し、……朝野注目の焦点となれり」。「各種統制の拡大強化に不拘、物資不足、物価昂騰、通貨膨脹等の事象は却て益々顕著となり、換物の傾向は一部購買力増大と相俟ち一段と濃化、云々」。「〈日銀〉券の膨脹は事変下経済活動の拡大に並行する資金需要の増大〈等〉に因るべきものとするも、……物資の不足、物価の昂騰等を根底とする現金取引の濫用、延いて闇取引横行に因る所も尠からざるものと観られ、云々」（『金融資』昭第8巻、756～758ページ）。
- 日銀「昭和14年中に於ける国民貯蓄の状況」15年1月より——「〈新規資金撒布超過額のうち国民貯蓄で吸収されない〉部分は、即ち〈日銀〉券の膨脹、銀行当座預金の増加、郵便振替貯金の増加等となって居るのであって、〈14年の日銀〉券の発行増加額は9億2千万円と〈13〉年に比し倍増を示して居り、其の儘購買力として市中に滞留して居る一方当座預金、郵便振替貯金〈も〉……近来の著増を示し、動もすれば購買力として活用される性質のものである」。また、「……最近定期預金の増勢稍鈍化し、漸次当座等待機的預金に振替わる傾向がある外、信用膨脹は頗る顕著である……、云々」（『金融資』昭第30巻、156ページ）。
- 3) 朝日新聞14.8.3付「兌換券膨脹の示唆」より——「……事変以来、〈日銀券は〉すでに8億円を超える膨脹を示している。……通貨膨脹は兎もかく看過し難い様相を呈して来たことを知るのである。……〈これは〉商品取引の部面において、8億余円の通貨を余分に必要とするに至

ったことを語るものである。……〈日銀券〉の流通と最も密接の関係にあると見られる消費財の生産の如きは、〈13〉年末寧ろ減少傾向を辿っている。……にも拘らず通貨の膨脹が大きいのである。物の流通量が減り、しかして逆に通貨量が多いということになれば、問題は諸物価が昂騰を続けているということになり、云々」(『金融資』昭第33巻、167～168ページ)。

4) 「満以後」より(とくに14年からの動きとして)——「……物価、賃金の連騰、現金取引の一般化、労働者数の増大等を反映し通貨需要が増加するに伴って、賃金の放出額と蓄積額の開きは急速に拡大して行った。それは第二次世界大戦の勃発した14年以降特に著しかった。政府の貯蓄運動の展開……はこのような情勢を背景として行われた……」(『金融資』昭第27巻、132ページ)。

また、普通銀行の預金における、「長期預金増加率の停頓と短期預金増加率の上伸」の動きを指摘し、その原因として、①「経済情勢が……完全雇傭状態に入ったため……企業における不活動資金の増勢が停頓し、逆にこれらの資金が活きた運転資金となり短期化したこと」、②総じて生産活動の活発化、物価の上昇に伴い企業の運転資金が増加したこと、③「インフレの進行に伴い預金の固定化が回避されたこと」、などの点をあげる(同、133ページ)。

5) 森田優三「戦時の物価」より(戦時期における日銀券増発の動き、とくに14年後半からのその急進を指摘して)。第1期(戦前・太平洋戦争前の安定期)「日華事変勃発より14年前半まで」——「インフレの徴候はまだ顕著でなく、通貨の膨脹はほぼ生産の増加に呼応したものであった」。第2期(戦前インフレ期)「14年後半から太平洋戦争の勃発まで」——「……14年の後半に入って通貨は異常に膨脹しはじめ、日銀貸出も急増した。物価もまたこれに応じて騰貴している」。第3期(緒戦安定期)

「開戦から昭和17年末までの約1カ年」－「……緒戦の成功は経済の行詰りを打開し、インフレの進行を一時中断する結果となった。日銀券発行高の増勢も一時緩和され、物価もほとんど横ばいといってよい状態であった」。第4期（戦時インフレ期）「……17年末から20年3月東京空襲開始まで」－「日銀貸出の急増加をもっとも顕著なインフレ徴候として通貨の膨脹は次第に速度をはやめ、公定物価も屢次の改正で段階的に騰貴した。また闇相場はこの時期にはもはや公然の秘密となり、その騰勢は急速度に進行した」。第5期（戦争末期インフレ昂進期）「20年3月から敗戦まで」－「政府の戦災処理資金の放出のため通貨は加速度的に膨脹し、公定価格も大幅に引上げられたが、しかし市場の取引はもはや闇相場に蹂躪される有様であった」（森田編『物価』－春秋社「日本経済の分析」2、90～91ページ）。

14年に入ると、戦争は長期化の様相となり、政府は軍備増強を本格化した。政府の軍事費支出は膨張を続け、軍需生産と生産力拡充のための生産資材の需要が増大し、物資需給の逼迫が進んだ（また、14年9月の欧州戦争・第II次大戦の開始は、軍部の軍備増強を煽る一方、重要諸物資の国際的な需給逼迫をもたらし、輸入依存によるわが国の生産力増強の推進を揺がすことになった）。そして、輸入依存物資と生産・供給の制約が増した消費資料から、その価格の上昇が著しくなった。

これにたいして政府は、物資需給の「調整」（必要物資の民需生産などへの使用を削減して重点産業への供給を集中し、併せてこれらの価格上昇の抑制を図ろうとする）を進めるとともに、重要生産資材（あるいは価格上昇が目立つ必需物資）を対象に、個別的な流通・配給統制と価格引上げの規制を実施し、これを拡大して行き、14年10月18日の「価格等統制令」の公布（同10月20日施行）へと至った。すなわち、諸物資の価格や賃金などを、14年9月18日を基準とする水準に据置き、これ以上への引上げを禁止するという、全面的な物価統制の実施である。また、この物価統制を実

効あるものとするために、物資の流通・配給統制、公定価格の設定（→その基礎となる生産費算定のための企業生産への介入）、需給の調整（不急・民需生産への資材供給を規制するとともに、これら製品の需要の抑制→国民の消費削減によって物資需給の調整を図る）などの措置が強化された。

通貨の動きにたいしては、こうしたなかで、日銀などにより、現金取引の高まりとこれに伴う日銀券増発の高進が警戒視されることになった。政府は、これまでとほぼ同様に、日銀券の膨張を指摘しながらも、通貨状勢には当面問題がないとする説明を続けたが、しかし同時にまた、今後の問題として、物価上昇の防止と、そのための国民保有の浮動購買力の吸収（国民貯蓄の増強）の必要を説くに至った。

15・16年

1) 「金融懇談会資料」（16年1月）。

- 15年中の金融状況より——「現金取引の普遍化と通貨膨脹——物資不足に基く現金取引の普遍増大化に〈日銀券〉は……〈15〉年中約11億円余の膨脹を示せ〈り〉」（『金融資』昭第29巻所収、315ページ）。
- 15年中の日銀券発行状況より、その膨脹の原因について——①「低物価政策の徹底、公定価格の拡大により一部商品中には価格低下を見たるものあるも、実際取引は物資の窮屈旁々、闇取引益々盛行して實際上物価騰貴大なりしこと」。②「生産力拡充進捗による物資移動量の増加と労働者人員の増加及賃銀昂騰せること」。③「都会地に於ける日常生活品の取得が、切符制或は配給機構の整備と相俟ち、現金を以てするに非ざれば殆ど不可能となり、斯る事情は一般消費家庭のみならず、中間商人の手許現金をも増加せしめ居り、更に時局産業方面を中心に個人の現金所有高の増加も相当顕著なること。……農村方面に於ても農産物高騰による収入増加に加え、……現金取引の波及により手持現金滞留少なからざるは都市方面と同様と見らるること」。④「全国金融機関、会社商店に於ける現金在高も、一般現金取引の旺盛化による日常現金受払の増嵩

により……相当増加し居るものと見込まれること」。⑤「通貨の退蔵傾向も見受けらるること」(同, 323ページ)。

2) 政府の説明

○15年3月衆議院, 桜内蔵相(現状のインフレ認識についての道家委員の質問に答えて)——「……通貨の信用は日本は毅然として居る。唯, 通貨の膨脹と物価の騰貴と云うものは……日々騰貴の傾向にあるのでありまして, 国民が……協力し政府又低物価政策を唱えて居るに拘らず, 動ともすればそれが騰貴して行き又闇取引……が起りつつあると云う事柄が, 是は我々としてはどうしても所謂悪性『インフレーション』の起らんとする所の前提ではないか知らんと云う懸念があるのでありまして, 之をどうしても防がなければならぬ, 云々」(『金融資』昭第33巻, 538ページ)。また, 堀切委員の関連質問にたいして——「……通貨の非常な膨脹が現在起って居ります。〈これが〉財界……の発展に伴っての増加でありますれば, 〈当然の〉事柄でありますけれども, それが不自然に非常な膨脹を致して居る。是が今日物価騰貴を招き, 悪循環の因を成す所以じゃないかと思ひます」。「……其の大きな通貨の出で居ると云う事柄は何の結果であるかと云うと, 今回の事変に依って非常な巨額の金が撒布せられると云う事柄も重要な一つの原因を成して居りましょう。それから, 物資の欠乏がやはり物価騰貴を招いて, 其の物価騰貴が因となり果となって, 次第に現金を多く出すと云うようなことが……原因を成して居ると思ひます。又……品物の足らぬ結果, ……闇取引……が動ともすれば起り易くなりまして, それには自然に現金取引……が行われ易いのでありまして, 従来は信用取引であったものが, 或は全部現金取引に移り変らんとするような情勢もありますので, 云々」(以上, 『金融資』昭第33巻, 538ページ)。

桜内蔵相はまた, 同時に他方, 15年4月の全国貯蓄銀行の会員総会における演説で(日銀券の増発—14年3月対15年3月, 8億3千万円の増

加) について——「之は事変に伴う経済活動の活発化に依る通貨需要の増加、取引情勢の変態〈等々〉の理由に因るものであり、又此の増加額中には〈朝銀・台銀の支払準備の増加など〉も含まれて居りまして、……実際に市場に流通して居る〈日銀券〉の増加が必ずしも非常の巨額に上って居るとは認められないのであります。併し乍ら……従来よりも多額の通貨が国民の手中に在って購買力の増加を来して居ると謂うことは争われざる事実で、特に注意を要する点であります。〈続いて国民貯蓄の推進の必要性を強調する〉」(『金融資』昭第33巻、797ページ)。

○16年2月衆議院、「兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ関スル法律案」の質疑より。

村田政府委員(近年の日銀券の増発に関する武田委員の質問にたいして)——まず、支那事変勃発以来の日銀券増発の主要な原因について、①「軍事費の支出が増大しまして、政府資金の撒布が巨額に上り、殊に軍需品関係会社の労働人員の増加並に賃銀の昂騰に依りまして、現金通貨の需要が増大して、其の市場滞留が多量に上って居ること」。②「何と言っても物資の生産の増加、其の取引に伴う通貨の需要が増大して居ること」。③〈朝銀・台銀〉の銀行券の準備に充当せられまする〈日銀券〉の額が、相当増加して居ること」の三点を上げる。続いて、「特に〈昭和15〉年に入りましてから其の増加が顕著であると云う原因」として、①物価の上昇にもとづく通貨需要の増加、②農産物価格の昂騰による農村方面への通貨の流出とその滞留を指摘し、そして、③「特に最も大きな原因として考えなければなりませんことは、現金取引の一般に増加して参りましたことであります。米とか炭とか云う生活必需品の購入にも現金を必要とすることが段々と多くなって参りました為に、家庭に於きまして現金の手持高が多くなければならぬようになって来て居りますし、商人間の商品の買付に致しましても、現金の授受の行われるものが多いと云うような工合に、一般的に現金取引の増加して来て居りますことが、……重要な原因ではないかと考える……」。

武田委員——「……要するに……労働者の手に落ちた金、若くは農村に落ちた金が〈公債の消化を通じて〉金融機関に還流しないと云うことが、本当の原因じゃないかと思えます。〈中略〉更にもう一つは〈14〉年来闇取引が非常に盛んになって、普通に大きな取引は……小切手でやります〈が〉、闇取引となればどうしても現金取引でなければならないので、是が〈日銀券〉増発の事実上の重大なる原因を成して居るのじゃないかと、私は見て居るのであります……。云々」(以上、『金融資』昭第18巻、160ページ)。

3) 日銀の説明・記述。

- 日銀『調査月報』15年3月より——「物資及物価に対する根本的方策の確立、浮動購買力の吸収等に依り通貨と物価との乖離を是正するは……刻下焦眉の急となれり」。また、「頃来現金取引の旺盛、物価昂騰等の時潮を映じ、……一般資金の需要亦尠からず、云々」(『金融資』昭第8巻、792ページ)。また、同『調査月報』15年4月——日銀券発行高の著増を指摘して、これは「主として一般物価高、現金取引の盛行等に市中流通資金が近時著しく増加し居れるに因るものと見られる」(同、809ページ)。
- 15年4月、結城総裁、全国貯蓄銀行協会・会員総会での演説(要旨)より——「……貸出が増加し、物価が騰勢に在ります結果、〈日銀券〉発行高は、是亦〈14年〉秋以来、頓に増加して居ります。海外事情に基づく物価の昂騰と物資取引高の増大等を考慮しますれば、之に対応する所要通貨の膨脹は已むを得ないものと思うのであります。唯最近農村及殷賑産業方面に、相当多額の現金が滞留して居りますのは注意すべきであります。〈中略〉貯蓄の奨励に依り、極力其の吸収を図るより外ないのであります」(『金融資』昭第33巻、799ページ)。また、同、金融懇談会において(要旨)——「〈日銀券〉の発行は近頃増加し居れり。之には種々なる原因あらんも、物価物資の問題に至大の関係あり、通貨の調

節、購買力の吸収は最も必要なることを以て……。云々」(『金融資』昭第29巻, 313ページ)。

○川北禎一(日銀)「時局下金融の特質」15年10月より——支那事変勃発以来の日銀券発行高の著増(滞留の膨張)を指摘して、「……大部分は農村に於ける滞留とか、労働者懐中金の増加とか、或は商品流通部に於ける使用現金の増加とか云うような購買力に關係の深い方面にあることは否み難いのであります」。そして、「〈預金通貨の増加を含めて〉是等の通貨が如何にして經濟界に供給せられたかと申すと、結局それは政府支払の増加に依つたものと申すべきでありまして、……インフレーションの種類別から申せば、所謂財政インフレーションの型に當る訳であります。云々」(『金融資』昭第31巻, 345~346ページ)。

○日銀「貯蓄目標達成にも不拘國債消化及生産力拡充資金の調達の不円滑なりし原因に就て」16年10月より。「市中に〈現金〉通貨需要の増加を促せる主なる原因」として——①物価騰貴「価格統制機構の相当整備を見たる最近も、物価指数は〈15〉年に比べ10%方の上騰に當れるが、闇取引価格、品質低下等を考慮せば、實質上の騰貴は指数上の騰貴を相当上回るべしと推せらる」。②現金取引の増加「切符制度の拡充其他配給機構の再編成、物資の偏在及不足に伴い、現金取引は増加せり」。③現金回転率の鈍化「取引の不円滑、統制の強化或は貿易停頓による滞貨累増に伴い、現金回転速度は鈍化せりと推せらる」。④個人及商店手持現金の増加「國際情勢の緊迫化に伴い非常用現金の手持ちを増加するか、非常事態に対する資材準備等の為、現金需要の増加は想像に難からず」。⑤銀行手持現金の増加「預金増加に伴い支払準備乃至日常營業資金として現金手持増加せり」(以上、『金融資』昭第30巻, 232ページ)。

4)『日経』(17年7月刊)より——「〈16年〉7月以降の米英等の対日資産凍結を契機とする國際情勢の急迫化〈により〉、漠然たる空襲不安〈に〉備える為の通貨の退蔵と買溜とが盛行したことは周知の事実であ

る。預貯金増勢鈍化の有力な原因として之を逸することは許されぬ。日銀券の急速なる膨脹は其の有力な指標と言えよう」(38ページ)。

15年には、日銀券発行の著増、その継続的な高まりが誰の目にも明白なものとなる。そしてその要因として、政府の軍事支出・資金撒布の拡張を根因とする、物価の上昇(物資需給の逼迫と闇取引の盛行にもとづく)および賃金上昇の進行、これに伴う現金取引の拡大と国民・企業の間での現金保有・現金滞留の増加、などの動きが一般に指摘され、問題視されることになった。政府もまた、これらの状況を認めるとともに、国民保有の購買力の吸収(貯蓄増強)の一層の強化を説いた。

そして16年に入ると、国際状勢の「緊迫化」に伴う国民の不安の高まりを背景に、上記の動きはさらに高まり、拡大した。

対米英開戦・17年

1) 16年12月8日、政府(大蔵省)、「非常金融対策ニ関スル件」(「非常金融対策要綱」)を公表⁽¹⁾。

うち、「預金取付ニ関スル対策」より——「預金支払制限(金融機関のモラトリアム)は絶対に之を行わず金融機関に対し日本銀行〈および朝銀・台銀〉より積極的に預金支払に要する資金を供給せしむると共に之と併行して〈上記の〉三銀行が金融機関の債務を保証することに依り預金者の不安を除去すること」⁽²⁾(『金融資』昭第31巻、456ページによる)。

(1) この「非常金融対策」の全容については、舟山・三井(大蔵省)「非常金融対策要綱解説」(『金融資』昭第31巻、442ページ)に詳しい。

『昭財史』XI(金融下)より——「……この措置は、戦争による信用の動揺を、国家信用のバックによって防止しようとしたのであって、……預金支払の保証……、戦災による一般信用取引の破壊から来る金融界の混乱の防止と、緊急産業会社に対する金融的援助とを目的としている……。しかし、このような措置を必要とする事態が起らなかったため、実際には、

これ以上具体化しなかった」(383ページ)。

- (2) 政府の国民にたいするこの預金払戻し保証(モラトリアムは避ける)に関して、すでに、例えば次のような方針が検討されていた。

16年7月、日銀「緊急事態ニ対スル措置ニ付テ」より——「国際情勢益々緊迫して緊急事態発生するが如き場合には、経済界に於ては、①軍需の飛躍的な増大、②東亜共栄圏以外との貿易の杜絶(尚東亜共栄圏内に於ける物資の交易に付ても各種の困難発生)等より、輸出入に依存せる産業は破滅的影響を蒙り、一般平和産業も民需の極端なる圧縮より経営困難となるもの続出すべく、軍需産業に付てすら徹底せる重点主義の実行に伴う各般の悪影響予想せられ、……。金融界に於ては、一方に於て動員に伴う現金通貨の需要急増・避難準備其他による一般市民の引出等に基き通貨の一時的膨脹を生ずるのみならず、尚預金の全般的引出による恐慌状態の出現の如きも之なしとは断言し得(ず)、云々」。こうした緊急事態の発生における政府・日銀の各種の金融的措置のうち、「預金引出に対する措置」について——「預金引出に対しモラトリアムを実施すべきや否やを考うるに、第一に、一旦モラトリアム乃至支払制限を為すときは預金に対する国民の不安を加重し新規資金の蓄積を得ること愈々困難となるの虞あり。第二に、仮令一時的には相当の預金引出ありとするも、他方消費の徹底的規正等に依り現金の使途に限りあるを以て、大部分は結局再び預金として還流せざるを得ざるものと考えらるるを以て、モラトリアムの実施は極力之を避くることとし、最悪の事態には、寧ろ先づ政府の預金支払保証の途を講じ徐に事態の收拾を適当とすべし。云々」(『金融資』昭第30巻、218~219ページ)。

上掲のものは、対米英戦開戦前夜の時期に検討された日銀による通貨対策の一部であるが、預金払戻し制限(モラトリアム)の実施は、国民の不安と混乱を激成し(また政府の国民貯蓄増強政策の推進を阻害し)、戦争遂行に悪影響を及ぼすことになるため、どのような状況下においてであれこれを避けるべきだ、とするものである。こうした判断には、同時にまた、国民の預貯金払戻しの拡大は一時的な動きとして收拾されるであろう、という予想が加わっていた(この問題に関連して付言すれば、政府のもつ国民に安心感を与えるほとんど唯一の手段は、日銀券発行制度による通貨供給力、これを使った預貯金払戻しであったろう)。

その後19年7月にも、同様な政府の方針が発表されるが(後述)、この政府声明においては、戦局の悪化による空襲必至の状況とこのための都市住民にたいする疎開の実施を背景に、一層切迫したものとなり、現実、

国民の預貯金の払戻し（→現金通貨の膨張）をもたらすことになった。

2) 日銀券発行制度の法制化。

17年2月、日銀法の制定によって、紙幣の性質をもつ日銀券の発行制度が法制化された（前稿（1）、282ページ以下）。なお、日銀法はその後1997年6月、戦後55年ぶりに改正が行われたが（98年4月施行）、この日銀券発行制度の基本には、何ら変りがない。

3) 日銀「金融概況」より（17年における日銀券の動きについて）——
〈17年上期中〉「……政府資金の大量撒布を反映して〈日銀券〉も4月以降は膨脹に転じたが国債消化の促進と相俟って期末最高発行高は……予想に比し相当少額に止った。上期中の平均発行高〈の増加も〉一応妥当なる膨脹振りと見ることができよう」。また、〈9月〉「最近の〈日銀券〉発行状況は極めて穏健にして……」。

しかし、〈10月〉「6月以降固着状態にありし〈日銀券〉発行高は10月に入るや増勢顕現……」。〈11月〉「……発行高は……引続き増勢を辿り月末最高は59億1千万円……」（以上、『金融資』昭第9巻、234、241、246ページ）。

17年における日銀券の増勢は、これまでの14～16年の著増に比べると、その増加率はかなり低下した（しかし他方、生産は低下に転じ、物価上昇率は高まった—第1表D・E・F）。

17年、緒戦の大勝の報に国民は高揚し、一瞬、米英を駆逐して豊かな資源を手中にし、栄え行く富強日本の「捕らぬ狸……」の夢に酔った。こうした空気が、国民の国債消化や貯蓄増強（→増発日銀券の引揚げの増加）への協力を促し、これまで続いた通貨膨張の鈍化となって現われたのであろう。

18年

1) 18年の通貨状勢（日銀の記述）。

- 日銀「金融概況」より（18年における日銀券の動きについて）——〈18年4月〉「……〈日銀券増発〉の趨勢漸次顯著となれり」。〈7月〉「……膨脹率は前年と殆んど変らざるも収縮率の鈍化顯著なるは注目に値すべく……」。〈8月〉「月末最高発行高74億7千万円は〈これまでの〉最高記録を示現……」。〈10月〉「末日発行高は80億5千万円と遂に80億円の関門を突破し……」（以上、『金融資』昭第9巻，253，257，258，263ページ）。
- 川北禎一（日銀）「軍需金融とインフレ対策」の座談会での発言より（『日本産業経済』19.7.13付）——「〈18〉年秋頃から我国通貨の膨脹傾向は可成り多くなってきた。……根本は……政府資金の撒布や軍需産業資金の放出が急増し，それに伴う一定割合で現金通貨の需要が増加して居ることで，結局右撒布資金の増加により各階級の収入が増加し，特に労務動員等により勤労所得の増加して居ることは，現金通貨の需要を激増して居る訳であるが，此間物価賃金其他の諸価格の騰貴により通貨の所要量が増加したことも見逃すことの出来ない原因であり，更に又一般に現金取引が多く，従って個人も会社も手許に相当の現金を用意して居ることも一因であって，農村などの手許保有現金も相当の額に上って居るものと想像される」（『金融資』昭第33巻，328ページ）。
- 井上敏夫（日銀）「最近の日本銀行券膨脹事情」（『全国金融統制会報』19年11，12，20年1月合併号）より——「昨年中〈18年とみられる〉に於ける日本銀行券発行高の足取りは可成り急調のものであって，〈中略〉昨今金融部面に於ける論議の中心を為せる観がある……」。「日本銀行券増発の経緯を約言すれば其の放出の量と速度との大なるに対し還流の夫れが甚だしく小であると言うに盡きるであろう」。「……軍需増強の要請に従い資金は主として其の方面に放出せられ軍需関係の拡大再生産が続けられて行くが，其等放出された通貨は結局国民の所得に帰属して生産

の制限せられて居る一般消費財の購入に強く指向し、又他の事情よりする滞留も加って何うしても通貨は増大せんとする素地が与えられて居る」。

そして、「手持現金」の増加の要因として、「第一には……取引機構の変遷に伴う現金取引の増加に基くものであるが、其の傾向は既に一応行盡したものと見るべく、……最近に於ける新たな要因とは考えられない」。「第二に単なる待機資金として漠然と手持現金の増加を来して居る……。これが想像以上に巨額に上って居るものと思われ、闇取引の増加とも関聯し所謂浮動購買力として最も注目せらるべきものである。第三に疎開に伴う現金の引出し、空襲に対する準備、或は無意味な退蔵に因る手持現金の増加も可成りの額に上って居るものと思われる」。「<こうした> 手持現金の増加は企業及個人を通じての傾向であるが、其の絶対額から言えば個人の分が圧倒的に大きいものと推定せられる」。

また、「資金放出の最も重要な二管は……政府資金の支払と産業資金の融通とである。<中略> 近來産業資金放出の増加は軍事費の増加以上に顕著なるものがある。結局現下の通貨問題の重点は此の旺盛なる産業資金の需要の実態如何ということに集中せられることになる」。そして、「産業資金の中に就き最も注目を要するのは運転資金の増加であって、これが原因は主として手持品の増加と貸銀支払資金とである」として、原材料の闇価格での買漁りや貸金支払いの増加のための企業による現金取引・現金需要の増加を指摘している（以上、『金融資』昭第12巻、816～818ページ）。

2) 企業整備と通貨膨張

18年には、政府による企業整備が全面的に実施され⁽¹⁾、通貨面ではこれが新たな膨張の促進要因を形成することになった。

(1) 企業整備は、すでに支那事変期、経済統制の強化により営業難に陥った民需関係の中小商工業企業について実施されてきたが、18年に入ってこれ

が全面的に強行されることになった。すなわち、この企業整備は、太平洋戦争の消耗戦の激化に対処する軍需物資の増産促進のため、わが国の現有（既存）設備の根こそぎ的な動員を図るものであり、現行の営業・操業が不要と政府が指定する企業（民需関係部面を中心とする）の資産・設備を接収して、軍需生産に役立つ設備はこれを転用し、不適なものは金属スクラップ化して軍需生産のための生産資材にする、というものであった（これに伴ってまた、整理企業の従業員の軍需生産への徴用が進められた）。ここでは、この企業整備の資金対策の問題について概括する。

○18年6月、政府、「戦力増強企業整備」の実施を決定——「大東亜戦争の現段階に対処して……、皇国の……直接戦力を急速かつ最高度に増強する目的をもって、従来の企業整備の趣旨を拡充し新たなる構想の下に企業整備を実施する……」。「戦争遂行上必要なる生産力を軍需その他の重点部面へ……転活用し、これを挙げて戦力化するため、産業の各部門における各種生産要素を集約する……」（18年6月閣議決定の同整備要綱要旨より——（『金融資』昭第11巻，579～580ページ）。

この企業整備は、整備対象に指定された企業にその資産・設備を譲渡させる（所定の評価委員会の評価価格にもとづいて）という方法で行われたが、これに伴う資金の移動（売買代金などの費用）は50億円に上ると予想され⁽¹⁾、設備の購入者による買入れ資金の調達と整理企業への支払いに伴うこの資金の「浮動購買力化の防止」が、重要な問題となった。このため、政府は、同時に「企業整備資金措置法」を制定して、その対策を打出した。

(1) 企業整備に伴う資金移動は、政府の予想（大蔵省発表）によれば、総額約50億円——

うち、整理企業からの資産・設備の買取り代金約38億円——国民厚生金庫によるもの17億5千万円，産業設備営団によるもの10億5千万円，民間業者間の売買10億円。

その他約12億円——業者団体から廃止業者への生活援護共助金の支給など約6億5千万円，廃止業者の従業員の退職金約4億円，政府支出（上記の生活援護共助金の補助や被整理従業員の生活援護など）約1億6千万円。

- 「企業整備資金措置法」18年6月公布（7月施行）——「本法は大東亜戦争に際し企業整備に関し之が促進を図り浮動購買力の発生を防止し国家経済の秩序を維持するを以て目的とす」（第一條）。

これについて、野田卯一（大蔵省）「企業整備資金措置法に就いて」18年7月より——「……企業の大整備を実行するに当っては茲に大いなる物・設備及人の動きを生じ、其の反面に多額の資金の動きが起る……。此の移動資金の総額は大約50億円の巨額に上るものと認められるが、第一に此の巨額の資金を如何にして調達するかの問題がある。昭和18年度の国民所得配分計画に於いては産業資金60億円と見積られて居るが、右の50億円を此の内にて賄うことは不可能である。従って別途に資金調達の途を講ずるか、資金を現実に必要なとせぬ決済方法を考えねばならぬ。第二に若し此の巨額なる移動資金を従来の如き通常の決済方法に任せたならば、〈この〉移動資金は所謂浮動購買力を形成し、悪性インフレの要因となり、国家経済の秩序を危くし戦争遂行の上に由々しき障害を惹起するは必至である……。こうして、「金銭の授受も伴わず、且つ国債等有価証券の授受も伴わない所の新らしい決済方式として」、「特殊預金」など五つの形態が案出された⁽¹⁾（以上、『金融資』昭第32巻所収、548～549ページ）。

- (1) これに関連してまた、内田常雄（大蔵省）「特殊決済制度の拡張」（『全国金融統制会報』19年7月）より——「今日のごとき非常事態のもとに於ては、他を顧念することなき非常施策の敢行を必要とすること企業整備に限らない。そしてそのためには、資金の放出を惜しむべきでない。と同時に戦時インフレーションの増嵩はあくまで之を避けなければならない。ここに戦時金融政策の二つの矛盾が存在するのである。特殊決済の制度は、かかる矛盾を克服解消して、各種の戦時非常施策を必要に応じて強力に推進せしむる……ことに、その重要な意義が置かれねばならない……」（『金融資』昭第12巻、638ページ）。

また、日銀「企業整備資金措置法実施ニ伴フ金融問題」18年7月より——「……措置法に依り現金の授受は極力阻止せらるることとなりたる

も、猶5、6億円の現金交付は避け難き模様にて、其の他共助金、生活援護費、退職金等の支払を加算せば10億円乃至其以上の現金交付を見込まれ居れり（貴族院措置法特別委員会に於ける蔵相答弁）。従って企業整備の進行に伴い一般に撒布せらるる資金は軍事費等政府支払の増加と共に著しく多額に上るべく、而も右資金の一部は其の性質上金融機関への急速なる回帰期待し難きを以て自然〈日銀〉券の発行一段と増加すべく、之が推移注目の要あるべし」（『金融資』昭第30巻、331～332ページ）。

○企業整備における「特殊決済」方式。

18年7月から進められた企業整備を、通貨対策の面から概括する（企業整備自体については、増産対策の問題として後にみる）。

この企業整備における整備対象資産・設備の売買は、全体として、現金の授受なしの（さらに売手の受取り代金を当面封鎖し使用を抑制する）決済方法（「特殊決済方式」）で行われた⁽¹⁾。これを要約すれば、買手が売手にたいして買入代金額の債務（一般に政府保証付き債務）を負い、売手は売却代金額の債権を得るといふ、債権・債務の設定をもってする支払いの方法である。また、買手の買取り資金が不足するばあいには、買手は所定の金融機関からの融資（政府の命令による）の受給が可能となった（この融資は「見合融資」と称された）。

そして、こうした方式にもとづいて、種々の決済形態がとられることになったが、最も利用されたものは「特殊預金」の手段⁽²⁾であった。すなわち、資産・設備の買手が、政府指定の金融機関へ売手（被整理企業）名義の預金（期限5年の「特殊預金」）を設定することで支払いを行う、という方法である（また、この預金設定にさいして買手が資金不足のばあいには、買手は、当該金融機関にたいする政府の融資命令を利用することができ、当該金融機関は、この命令融資について今後損失が生じたばあいには政府がこれを補償する）。

このように、企業整備に伴う資金・設備の売買においては現金の授受な

しの決済方式がとられたが、しかしここでも、被整備企業の従業員の給料や退職手当の支払い、企業主（転廃業者）の生活資金用などには、当該封鎖代金（預金・債権）からの現金払戻しが認められ（その債権を指定金融機関に譲渡するという方法で）、また、整備・売却代金が1件3万円未満のばあいなどは、封鎖（上掲の「特殊決済方式」）の適用外となった。こうして、封鎖預金支払いからの即時的な現金払戻し、封鎖支払い免除の現金支払いを通じて、現金の流出（10億円以上と予想される）がもたらされて行き、企業整備の実施は、18年から19年にかけての通貨膨張の促進要因となった⁽³⁾。

- (1) 「企業整備資金措置法」および「特殊決済方式」について、詳しくは次のものを参照——「企業整備資金措置法（案）」（『金融資』昭第11巻、565ページ以下）、同法案要綱（同、第34巻、445ページ以下）、野田卯一（大蔵省）「企業整備資金措置法に就いて」（同、第32巻、548ページ以下）、内閣情報局「戦力増強企業整備の全貌」（同、第32巻、641ページ以下）。
- (2) 「特殊決済」の状況について、大蔵省の発表（19年8月末現在）によれば、以下のようである——

(100万円)

| 決済方法 | 18.7.15～ 19/8末 の累計 | 払戻解除 | 19/8末 残 高 | 見合融資額 | |
|-----------------|--------------------------|------|--------------|-----------------|--------------------|
| | | | | 累 計 | 19/8末残高 (償還差引き) |
| 特 殊 預 金 | 3015 (86.0) | 507 | 2508 | 1440※ (47.8) | 1413 |
| 特 殊 金 銭 信 託 | 123 | 20 | 103 | 23 | 20 |
| 債務者特殊借入金 | 145 | 0 | 145 | — | — |
| 戦時金融金庫特殊 借入金 | 18 | 0 | 18 | 13 | 13 |
| 政府特殊借入金 | 203 | 0 | 203 | 0 | 0 |
| 合 計 | 3504 (100.0) | 527 | 2977 | 1476※ (42.1) | 1446 |

〔備考〕 1) ※は、18.7.15～19/8末の累計にたいする比率。

2) 「払戻解除」～「〈企業整備資金措置法〉による政府の認許可を受け、期限前の払戻、解除又は償還をなしたる金額の累計」（原表の備考より）。

3) 『全国金融統制会報』19/11, 12, 20/1 合併号——『金融資』昭第12巻、p.857～858による。

なお、前掲の「特殊決済」の金額には、企業整備によるものの他、疎開にたいする補償金、戦時特殊損害保険法にもとづく同様な特殊決済によるものも含まれている。企業整備は19年8月末には予定の90%を終え、この時期の金額にはそれ以外の支払いが増加しているとされる。

この「特殊決済」の状況について——「決済主体別に之を見れば国民更生金庫が最も多く10億6100余万円を占め、之に次いで産業設備営団2億7500余万円、帝国鉱産会社1億1600余万円、日本石炭会社4800余万円となっており、これら企業整備実施機関たる4団体の決済総額は全体の40%強を占めており、しかもこれらの決済に伴う払込資金はすべて見合融資によっており、……」。決済方法では、「特殊預金」が最も多く、累計全体の85%、残高全体の84%を占めている。「これは特殊預金は封鎖期間が5年で他の場合の10年に比して短いことと、比較的小さいものがこの方法による場合が多いためである」。見合融資額は、「総額14億7600余万円で資金払込を伴った特殊決済の額の46%強に達しており、……」（以上、『全国金融統制会報』前掲・合併号の記事—『金融資』昭第12巻，857ページ）。

また、「特殊預金」方式の多用について、「……特殊預金は封鎖期間が短期なこと、従来の取引関係から銀行が民衆に親まれていること、資金処理の手続が簡易なこと及び銀行が営業政策上獲得に熱心なること等の理由から特殊決済額の92%……を占めている」（19年2月末の状況、『全国金融統制会報』19年5月の記事より—『金融資』昭第12巻，568～569ページ）。

「満以後」より——「〈「特殊預金」決済は〉疎開関係支払や戦争保険金支払にも適用されたため、この関係より生ずる特殊預金の増加に伴い見合融資も著しく増加した。特に20年3月以降空襲の激化に伴って激増した。21年1月の数字〈で〉見ると、普通銀行の総貸出残高773億2千万円中戦争保険に対する見合融資残高は281億4千万円に達している。云々」（『金融資』昭第27巻，241～242ページ）。

- (3) 企業整備関係の移動資金決済状況（18年7月15日～19年5月末の状況、大蔵省発表）によれば——売買代金の決済額・計（累計）3542（100万円），うち①特殊決済1939（54.7%），②特殊決済免除許可820（23.2%），③法定未満少額783（22.1%），となっている。うち②・③の16億円がこの時期の現金決済額を示すものであるが、但しこの②・③には、「現金決済に依りたるものの外、代物弁済〈等々〉現金の移動に依らざる決済をも含む」（原注）とあり、実際の現金決済額はこれを下回ることになろう（以上、『全国金融統制会報』19年9月—『金融資』昭第12巻，745～746ページによる）。

これに関連して、日銀『百年史』は——「18年6月以降強力に推進された企業整備は約1年間でおおむね当初計画の主要部分を終了した。〈上記の支払総額3542億円のうち〉特殊決済を免除されたものはかなり多く、実際に特殊決済によって凍結された資金は支払額全体の5割強に当る、20億円弱にとどまった。もっともこの……免除された資金のうち、かなりの部分が金融機関その他からの借入金返済に充てられたようであるから、その資金がそのまま購買力に転化したわけではない」（第4巻、304ページ）。

また、安田銀行「中小商工業者企業整備資金の支出及使途状況」（同銀行の調査、19年3月現在—『全国金融統制会報』19年6月、593～642ページ）によれば、整備売却代金全体のうち預貯金となったのは60%、有価証券12%、消費資金11%となっている（これらの金額は公表不可とのこと）。これについて——「……整備資金を受領した業者は差当って消費資金を手許に残置し、残額は一先づ之を預金化したであろうと云うことである」。また、「長期預金部分を除いては預貯金がどれも其の儘に据置かれたものとは考えられず、其の中の相当部分が生活費等消費資金として流出したものと認めねばなるまい」。そして、「〈整備対象〉業種に属する者は多くは勤人となるか又は自己の体力を資本として時局産業戦士となったものが多いであろうと想像される」（『金融資』昭第12巻、642～643ページ）。

18年になると、日銀券の増発の動きが著しくなった。すなわち、18年には戦局が急転悪化し、軍需物資の緊急増産のための政府の軍事支出と市中金融機関の軍需企業融資が拡大したが、こうしたなかで、資金供給の放漫さと「カネ」軽視の風潮が問題視されることになった。物資の生産・供給の減少が著しくなり、その需給の逼迫が強まり、闇需要が増大し物価上昇の動きが高まった。そして、不足物資の買漁りは現金取引の拡大を促進し、現金需要とその保有が全般的に増加した⁽¹⁾。

18年における日銀券増発の高進は、これまでにみた支那事変期以来の通貨膨張の諸要因の動きが、太平洋戦争下の経済状況の全面的な悪化のなかで一段と高まったことによるものであったが、これに加えてまた、上記のような企業整備の実施が、通貨膨張を促進させることになった。

(1) 現金（日銀券）の保有の動きについては、すでに支那事変期から指摘さ

れたものであるが、とくに太平洋戦争期の18年頃になると、社会的・経済的混乱に備えるための個人や企業による日銀券の積極的な保有（「保蔵」あるいは「退蔵」）の増大の動きが指摘され、これが通貨膨張促進の主因の一つとされるに至った。こうした通貨の「保蔵」の動きについては、これまでの通貨状勢の記述のなかでも掲げたが、ここで若干付加する。

○17年1月衆議院（日銀法案の審議のなかで）、坪内良平委員——「……是は〈15〉年頃からの話であります、円札を其の儘物品として貯蔵して居る者がある。例えば信託会社の金庫で、従来は骨董品などを預けて居ったが、それががら空になって居った所へ、〈15〉年頃からぼつぼつ百円紙幣を束えて、……そう云う金庫に預けて居ると云うような説が、段々多く聞えるようになって居るのであります。云々」。

山際正道政府委員——「円札を退蔵する者がちょいちょいあると云う噂、実は当局も耳には致して居るのであります。……眞実と致しますれば、洵に是は此の際の金融政策、通貨政策の上から申しまして困った事象であると考えまして、……出来得る限りは調査も致して見たのであります。〈しかし〉実体を掴むことが非常にむづかしいと云う状態であったのであります。……要は国民の自覚に依って左様なことのないように、……其の趣旨を宣伝し、又……例えば預金を払戻すと云うことに付て国民に何等の不安をも生ぜしめない……と云うことが、斯かる円札の退蔵を防止する有力なる方法にもなろうかと考えます……、云々」（以上、『金融資』昭第18巻，681ページ）。

○日銀券の「退蔵」について、山口茂・樋口午郎『日本インフレーションの分析』（昭23年6月）の推計によれば——

(100万円)

| 年 度 | A. 日銀券 平均流通高 | B. うち日銀券 平均退蔵高 | $\frac{B}{A}$ |
|-----|-----------------|-------------------|---------------|
| 12 | 1425 | 0 | 0 |
| 13 | 1701 | 0 | 0 |
| 14 | 2140 | 9 | 0.4 |
| 15 | 3029 | 669 | 22.1 |
| 16 | 4046 | 1333 | 32.9 |
| 17 | 5181 | 1843 | 35.6 |
| 18 | 6976 | 2792 | 40.0 |
| 19 | 11974 | 6327 | 52.8 |

※同書のp.67による。推計方法については、同書のp.66を参照。

そして、「……貨幣〈日銀券〉の退蔵は、戦局の悪化に伴って懸念せられる経済混乱に対処しようとする配慮に基くものであるから、戦局の急迫に伴って金融機関の支払不能等が予想せられる事態に於ては、かかる退蔵量が急増するに至ることは当然である」。「〈日銀券退蔵〉の推定額は逐年増大し、特に昭和19年度には……〈日銀券〉の年平均流通高の53パーセントに達するに至っている……」。また、「通貨を退蔵しようとする配慮は、購買力を流動性の高い形に於て保持しようとする配慮と一致するものであって、……〈日銀券〉発行高に対する預金の倍数の低下は、かかる配慮の一つの現われであろう」（以上、64～67ページ）。

○また、農村における現金保有の増加について。

日本勧業銀行「資金部面より観たる農村経済の近況」(上) — 『全国金融統制会報』19年3月(『金融資』昭第12巻, 429 ページ), (下) — 19年4月(同, 503 ページ)。農村への資金流入の増加とこれが農家の手持現金の増加と化している状況を記す(内容は省略)。

日銀「インフレーション下の農村」23年1月(『金融資』昭統第6巻所収) — これは農村経済についての戦後の調査であるが、農村の資金保有状況に関する戦時期の動きも記されている(内容省略)。

19・20年

1) 戦時非常金融対策と通貨膨張

○19年6月20日、政府(大蔵省)「戦時非常金融策要領」を公表⁽¹⁾。

これは、切迫した本土空襲などの「戦時災害」に備えて、太平洋戦争突入時の「非常金融対策ニ関スル件」を整備したものであるが(なお19年6月16日には北九州へのB29の来襲があった)、まず、「預金等ノ支払」について——

「政府は空襲等戦時災害に際し預金、貯金、保険金共に絶対に支払の猶予、制限又は停止を行うことはない」(『金融資』昭第34巻, 452ページ)。

これに加えて、戦時災害の発生にさいし、その罹災者にたいする「預金等の期限前支払」、「国債貯金の現金払」等々、国民の預貯金(およびその他の金融資産)の払戻し・現金化を保証した。また、被害企業にたいして

は、企業が必要とする営業資金や復旧資金などについて、政府関係機関が融資を実施し、あるいは市中金融機関による企業融資にたいして政府が保証を行うこととした。

こうして、政府は、預金の現金払戻しや企業融資における金融機関の即応的な対応（およびこれにたいする政府や日銀の支援）を強調し、戦時災害時の通貨対策や資金供給における政府の万全の用意を示すことによって、国民の安心感を促そうとした（その後20年に入り、空襲が激化して全国の都市と工業地帯を覆い、「戦時災害」が激増し、現実はこの「対策要領」の発動となった）⁽²⁾。

- (1) これらの対策内容については、櫛田光男「戦時非常金融対策整備要領解説」（『全国金融統制会報』19年9月—『金融資』昭第12巻，719ページ以下）に詳しい。

なお、この「整備要領」の要点として、本「解説」によれば——①「戦時非常金融対策の種類及範囲」の拡張、および「産業応急資金の供給等の方策」の新設。②適用地域の拡大——「内地外地のみならず関東州及支那に於ても或る部分適用せられ……。〈中略〉満州国に於ても大体我国と同様の……対策の整備を見ることになって居る」。③「……対策の実施に付ては殆んど其の総てが各金融機関、各店舗の独自の判断に依る実行に委られた……。例えば預金等便宜代払の取扱については特に〈蔵相〉の指示がなくとも各店舗の独自の判断に依り罹災者の要求に応じ之を行い得ることとされ……。産業応急資金の供給も各店舗に於て敏速に行い、法令に依る所要の手続きも事後に於て執って差支えないこととされた……。云々」（同，719ページ）。

これに関連してまた、日銀「非常時金融ノ諸問題」19年4月より（282ページに掲げた日銀「緊急事態ニ対スル措置ニ付テ」16年7月と同じ主旨のものであるが）——

①非常時の預金対策——「……空襲等今後発生を予想せらるる非常事態に際して預金引出巨額に上るも、〈16年12月8日の声明〉の根本方針を原則的に堅持し、その無制限引出に応ずることは戦時金融の円滑なる運営上緊要なることにして、是に伴い現金通貨膨脹に依る悪性インフレーションの危険あるも、是に対しては消費規正等別途の方策を講ずべきなり」。②預金支払資金の供給——「預金の引出自由を認むることとすれば、各金融機関

に対し大規模の支払資金融通の途を設くる要あり。是に対し〈日銀〉に於ては預金支払資金の特別融通をなし、銀行の預金支払準備を充実せしめざるべからず」。③非常事態にたいする日銀券の準備—「〈日銀〉は既に非常事態に対処して予備の〈日銀券〉を各支店に十分準備しあるも、現下の歴大なる預貯金の集積と空襲下に予想せらるる交通の一時的停止及至は混乱の場合とに鑑みるときは、各地域に於ける預貯金引出に対する準備〈日銀券〉は相当の巨額を要するのみならず、是が配置は現在の〈日銀〉支店所在地のみを以ては万全ならざる場合もあるべく、従て〈日銀の〉代理店、市中銀行中適当なる地点に所在するものに対して其の保管を依頼す」。④空襲危険に対する現金手持の増大—「空襲の危険下に於ては生活維持上緊急の必要〈など〉よりして、現金手持の増加は或る程度已むを得ざるところなり。最近は疎開に伴い生活資金に就ても多額の現金手持の傾向現われ、殊に今後実際空襲の災禍を蒙る場合には一部保険金の支払、罹災軍需産業に対する復旧資金の放出等により通貨の膨脹傾向は激化すべきを以て、是が回収には万全を尽すを要す」。⑤空襲下の国民生活安定維持の必要—「空襲危険に対する準備、疎開に伴う現金手持の増大は畢竟主として生活維持及至安定感の欠如に基因するものなり。従て是が対策も根本的には国民生活の実態に付き或は其の資金面より預金者の生活安定を図ることに帰すべく、云々」。また、「〈これらの〉諸施策と併行して物資の買溜め、隠匿に対する徹底的措置を行い、消費規正を強化すること必要なるが、若し現金手持の勢にして悪性インフレを促進する危険大なるに至るときは『通貨退蔵禁止令』の公布も已むを得ざるべく、云々」。⑥軍需企業の被災のばあいの金融的支援（概括）—営業資金は、政府・日銀が（その支援の下に）市中金融機関に指示し供給を行わせる。復旧資金は、原則として「戦時特殊災害保険」の支払いによって供給する（この保険金支払い資金の不足のばあいには、政府・日銀がこれを支援する）。以上、罹災国民にたいする預金払戻しの保証を説く一方、これにもとづく国民の現金保有の増加が止まらない際には、その通貨の吸収措置（「通貨退蔵禁止」の法的措置をも含めて）を実施すべきである、と付言している。※『金融資』昭第30巻、382～386ページによる。また、日銀「空襲被害ニ対スル生活安定及産業保護施策ノ現状」19年6月（同、386ページ以下）を参照。

- (2) 「満以後」より—「〈この整備要領〉によって預貯金の現金化が絶対に保証されたため20年春から空襲が激化して都市の大半が灰燼に帰しても信用の崩壊は起らなかった。しかしその反面でそれだけインフレが急進したことはいうまでもない」。また、「空襲金融対策は〈空襲激化の下で〉俄然

幅を利かせた。それは……人心の動揺を防ぎ恐慌を回避するために資金を惜しみなく供給することを目的としていた……」。「……20年2月末から7月までの空襲の半年間に日銀券が百億円も増加した……」（以上、『金融資』昭第27巻，236ページ）。

○「特殊決済方式」の適用の拡張。

企業整備の通貨対策に始まった上記のような「特殊決済方式」は、さらに空襲対策としての都市住民の疎開における政府支出⁽¹⁾や戦時災害にたいする保険金の支払い⁽²⁾にも適用されることになったが、ここでも、種々の条件の下に、その払戻し・現金化が進んだ。そして、企業整備がほぼ終了したとされる19年半ば以降、これらの空襲や戦時災害にたいする非常措置の発動が、戦争末期における通貨膨張促進の主因の一つとなった⁽³⁾。

(1) さきに本文の記した「戦時非常金融対策要領」の発表（19.6.20）に先立ち、政府は、本土空襲対策として都市住民の強制疎開に着手した。すなわち、18年12月、「都市疎開実施要綱」を閣議決定したが、続いて19年3月、「一般疎開促進要綱」、「帝都疎開促進要目」を決定し、都市住民の強制疎開を進めた。

そして、このばあいの政府による疎開者への移転補助金や移転奨励金などの支給において、浮動購買力発生防止のため、同じく「特殊決済方式」が適用されることになったが、ここでも、1件3千円以下のものについてはその適用外とされた。また、強制疎開地区の建物の取り壊しについて、所有者自身がこれを行うばあい、その工事費などの費用は当局が全額を補償した（上記の特殊決済方式の適用外として）。

(2) 戦時災害における「戦争保険金」の支払いにもこの「特殊決済方式」が適用されたが、これについては省略する。村田信勝（大蔵省）「戦時特殊損害保険法の制定」（19年4月施行）—『全国金融統制会報』19年6月（『金融資』昭第12巻所収）、および同法の解説（同，613ページ以下）、内田常雄「特殊決済制度の拡張」（同，19年7月所収）などを参照。

(3) 日銀『百年史』より——「特殊決済の金額は……19年に入って急増した。〈この〉急増の大きな要因の一つに、〈疎開費や戦時損害保険金の支払いにたいする〉特殊決済制度の適用範囲拡大があったものと考えられる。……特殊決済総額 〈の20年8月末までの累計〉は188.8億円という膨大な金額に達した。このうち9割弱に当る165.3億円が特殊預金であったが、その8割弱が戦争保険金によるものであった」（第4巻，305ページ）。

2) 通貨膨張とその諸要因に関する19・20年当時の記述を掲げる。

- 『全国金融統制会報』19年1月より——「銀行券発行高は最近引続き大勢膨張の傾向にあり、……。政府資金の撒布、軍需諸産業に於ける資金需要の旺盛、手持必要資金の増大、現金取引の拡大、企業整備の進捗等々の諸要因によるものと思われる」（『金融資』昭第12巻、266ページ）。
- 『銀行研究』19年11月10日—「軍需金融改善の諸条件」。うち、「最近の通貨膨張の問題」より——「政府資金撒布の増大並に軍需生産を中心とする民間資金需要の激増を反映して、日銀券が100億円を突破し、また日銀貸出が50億内外に達しているという事実は、資金の効率化が要望されるに至った所以である。……通貨の膨張、民間手持資金の増加は動もすれば資金軽視の風を生じせしめ易く、これが為に資金を濫費してインフレ傾向を助長するの弊が甚だしきのみならず、資金軽視の観念が資金使用の粗雑化を招来するならば、これによって通貨膨張に拍車をかけることはいうまでもない。通貨膨張の大きな要因は、政府の尠大なる財政支出と、……軍需生産部門に於ける所要資金の激増にあることは明らかであるが、併し通貨膨張の素因となっているものはこれのみに止まらない。不必要なる民間手持資金の増大、現金取引範囲の拡大、戦力増進企業整備に伴う資金移動、闇取引の盛行等も、悉く通貨膨張の素因となっている」（『金融資』昭第32巻、724ページ）。

また、「通貨膨張の影響」より。「過剰購買力の発生」—「……赤字公債の日銀引受による資金撒布は、〈昭和10年頃までは〉景気対策としても有効なものであった。それ故に軍需費支弁のためにもこの方法が無条件に肯定されている。併し乍ら今日はその事情が一変した。〈19年度の状態をあげて〉そこには財に対して驚くべき貨幣超過の現象が観取される。……財の裏付けを欠く通貨は、過剰購買力としてのみ存在するに過ぎない……」。「手持現金の増加」—「最近は国民各層の手持現金が著し

く増加したと云われている。……例えば取引方法の変化等により、現金決済の必要から死蔵される現金の量が著しく増大した。また空襲等の場合に備えて、法人も個人も相当の手持現金を所持している。〈この結果〉闇値による物資の横流れ、又は原材料の買溜め等が行われ、軍需産業方面では見越設備や当面不必要な不動産までが購入されたりしている。殊に最近はかくの如き弊害が甚だしい。而して闇取引の横行が、一般国民に貨幣軽視の観念を植えつけ、また一般物価高の牽引力ともなっていることは看過し難い事実である。『通貨と物価との関係』—「……政府支払資金の膨脹、軍需産業資金の放出による莫大な通貨超過を抑制しない限り、公定価格制の維持は事実上困難であって、仮令表面的にはこれを堅持するとしても、闇価格、闇取引の盛行を如何ともすることが出来ない」（以上、同、715～716ページ）。

○日銀の記述・発言。

- 「金融概況」より——〈19年3月〉日銀券発行高は、最近における急増とその収縮率の低下により、「109億9千万円に達せり」（『金融資』昭第9巻、275ページ）。〈19年6月〉北九州への空襲などを記して、「〈日銀券〉発行高は依然顕著なる増嵩を辿り居り、……」（同、282ページ）。〈19年9月〉「〈日銀券発行高は〉依然増勢を持続し居れり」（同、290ページ）。※「金融概況」はこの19年9月で終わった。

日銀券発行高はその後、20年3月末 205億2千万円、20年7月末 284億5千万円、そして敗戦時の20年8月末 423億円に達した。

- 19年5月、渋沢総裁（交易産業振興会において）——「……最近の通貨需要増加の中には……企業整備の関係や、疎開に伴う現金需要、乃至は空襲等の非常事態に対する準備等に基くものがあり、又生計費の昂騰等が其の一因を為して居ることも争い難いところであろうと思います。之等の……相当の部分は過剰購買力として各方面に好ましからぬ影響を及ぼす虞がありますから、其の吸収には何とか手段を尽さねばならぬと存するのであります」（『金融資』昭第33巻、823～824ページ）。

○日銀「最近ニ於ケル通貨膨脹ト其ノ対策」19年10月より——「最近に於ける通貨の膨脹振りには異常なるものあり、頗る警戒を要すべき情勢なり」。そして、最近の通貨膨脹の特徴として次の点をあげる。①「通貨の弾力性喪失」——「日本銀行券の……膨脹率は……〈18〉年と同率程度なるに対し収縮率〈の〉低下極めて顕著なり。即ち通貨回収の鈍化を示す……」。②「通貨の生産性の減退」——「〈例えば〉軍需産業〈の18年における〉生産額指数は181.3なるに対し、〈銀行等の〉融資額指数は253.3に上り居れり。然もこの生産額指数自体が物価騰貴に因る膨脹を多分に含み居る事実を考慮すれば両者間の実質的な乖離は更に大なるものあるべし。是に因て観るも今後生産価格の引上又は報奨金等に因り、増産を刺戟し或は出廻りを促進せんとするも効果少く、斯くの如き方策が既に限度に到達せることを明かに示せり」。③「現金通貨の膨脹率顕著」——「預金通貨（19年1～8月平均）の対前年増加率〈は〉約2割……。……然るに日本銀行券の膨脹率は6割5分に及び兩種膨脹率間の乖離……。甚だしきものあり。現金通貨に特有なる膨脹原因が強く作用し居れるものと言うを得べし」。④「大額券の流通増加」——「〈日銀券のうち〉近来百円券の発行増が目立ち、其の傾向は愈々顕著となれり。〈これ〉は通貨退蔵の増加の外、現金に於ける闇取引の大口化、特に産業界に於ける闇取引の拡大を推測せしむるものあり」。⑤「通貨退蔵傾向の濃化」——現金通貨の回転率の低下を指摘して、「〈これ〉は、最近に於て疎開の進展に伴い或は空襲不安増大に基き通貨の退蔵傾向益々濃化しつつあるを示し、又一面、一部の通貨は流通界に滞留し、転々流通し居るものと観るを得べし。凡そインフレ転換期に於ける通貨流通速度は急上昇するを例とし……之等退蔵通貨が急激に流通面に現われインフレを激化するものなるを以て、通貨の退蔵傾向には厳に警戒を要すべし」（以上、『金融資』昭第30巻、390～391ページ）。

●19年11月、渋沢総裁（判検事にたいする講演〈要旨〉）より——「……支那事変の段階に於きましては通貨の膨脹もさ程著しくはなく、……物

価の騰勢も比較的穏健な地位に在ったのであります。即ち経済統制なり金融統制の効果を示したわけでありましょう。「然るに大東亜戦争の段階に入りますと此の情勢は相当悪化を免れなかつたのであります。……〈18〉年以來殊に最近に於ける通貨の膨脹は稍々異常なものがあるのであります」。「最近の事情としては通貨の発行と還収との關係に於きまして非常に弾力性を喪つて來て居り、放出通貨がそのまま流通界に停滞してをる部分が多くなつて來て居り、一部には又通貨の退蔵と云う様なことも……相当著しくなつて來て居る様でありまして、その結果が今日の様な通貨膨脹となつて現われて來て居るのであります」。「……この最近の通貨膨脹の原因を見まするに……産業界の生産能率が……著しく低下してをるのに対しまして、〈戦費の巨額の支払と軍需産業の資金需要の増大により〉資金の放出が著しく増大してをると言う点に在るのであります」。「〈軍事支出の増大と軍需融資の推進の結果〉産業家が資金の使用に放漫となる傾向が濃くなりまして……。一方に於て貸銀統制の行われて居るにも拘らず一般的に貸銀の統騰を見、又資材不足を見越しての買漁り、買溜めが行われるのもこの様に資金の利用が安易に行われると云う事情に基くのであります」。そして、これらの状況が通貨膨脹の主因になっている、と述べる（以上、『金融資』昭第33卷、829～831ページ）。

- 同様にまた、19年11月、谷口副総裁（「仙台地方行政協議会懇談資料」）より——「最近に於ける通貨の膨脹振りは頗る顯著であり、増加額から言つても増加率から觀ても例年と非常に趣を異にして居る」。「通貨膨脹の原因としては……、産業界の生産能率が低下したのに対し、資金の放出は増大の一途を辿り、特に現金に依る支出が増大した一方、夫等通貨の回収は……退蔵傾向が濃化したことと、……流通界に滞留する度を強めたこととに因り、不調となつたものと言うことに尽きるであろう」。また、「発行高の中……大額券の流通増加が比較的目立って居ること、又預金通貨の膨脹率に比し現金通貨の膨脹率が遙かに大きくなり跛行的

な関係となって来たことに徴しても、……空襲不安……疎開等の関係より現金通貨の退蔵ということが引続き増嵩しつつあるものと推測せられる」。[現金通貨の回転速度は……，退蔵の増加と共に……低下するのは当然であって，或種の指標に徴しても可成り其の傾向が窺われる。併し未だ軽微ではあるが一部の通貨は却って転々する速度を強めたと察せられる節があり，此の点は厳戒を要する]（以上、『金融資』昭第33巻，832～833ページ）。

- 『日本産業経済』20年5月5日，「金融当局の猛省を促す」より——「日銀券発行高が200億円を超えた」。「……物動の窮屈化に拘らず貨幣数量が増大している」。「戦災者への復興資金供給，保険金支払，預金払出等，大都市には極めて複雑にして而も莫大なる資金が渦巻いて流れている。そしてそれ等は結局地方に流出するが，そのために大都市の金融機関は，払出し一方で，結局日銀貸出の増加となっている。云々」（『金融資』昭第33巻，306～307ページ）。

18年から増勢の強まった日銀券の発行は，19年に入りさらに急進した。その要因としてあげられたのは，さきに見た18年における動きの一層の高まりである。

すなわち，激化した物資需給の逼迫のなかで，不足物資の獲得のため（およびこれに伴う闇取引の拡大によって）現金取引が一般化し，現金需要・現金保有が増大し，物価上昇の進行がこの動きを加速した。

政府は，危機に瀕した戦局を凌ぐため，軍需物資の急速増産を図ろうと軍需企業への資金供給を急増させたが（政府の増産対策は，最早この資金供給増加の手段しかほとんどなくなった），この資金供給に依拠して，企業による生産資材の買漁り・買占め（および闇貸金による必要な労働者の獲得）の行動が蔓延した（前稿（2），165ページ以下を参照）。国民生活においてもまた，進行する配給不足のため闇買いが増大するとともに，国民・諸個人による現金保有が増加した（物価や物資需給などの動きについ

ては、後に改めてみる)。

さらに、空襲対策としての都市住民の疎開の強行、そして現実の空襲の激化による「戦時災害」の増大の事態において、上記のように、罹災した住民や軍需企業にたいする資金供給や現金支払いの緊急措置が実施され、これが日銀券の増発を促進した。また、こうした末期的状況のなかで、国民諸個人や企業による、混乱に備えるための現金保有が増加した。

なお、19年から20年にかけてのこのような日銀券の増発・膨張の急進(生産・供給の減少と対蹠的な、一方的な現金通貨の膨張)にたいしては、政策運営担当の関係者達や報道機関などから、これに警鐘をならし、「何とかすべきだ……」とする声がきわめて強まった。しかし、こうした批判の議論も、戦局の末期的な急迫を前に、憂うだけで、結局もうどうしようもないといった口調となった⁽¹⁾。

日銀券の増発は、敗戦後もさらに進んだ(303ページの表を参照)。これを促進したのは、敗戦にもとづく臨軍費支出の急増(軍隊の解散による軍人・軍属への給料や退職金の支払い、軍需企業への各種の戦時補償の支払い)、占領軍経費の支弁、国民による市中金融機関預金の引出し、などであり、これらは結局、日銀の通貨供給に依存して進められ、日銀券の増発をもたらした。

21年2月、この膨張した日銀券の「整理」が実施された。すなわち、「金融非常措置」(21年2月16日政府発表)の一環としての「日本銀行券預入令」によって、①流通日銀券は21年3月2日を限りその強制通用力を失う、②但し、その日銀券を金融機関に預入れ封鎖に应ずれば同額の預金・債権として保有し続けることができる、という、国民保有日銀券の強制通用力の失効・預入れの強制・封鎖(→現金通貨としての使用の抑制)が実施された。そして、使用を抑制されたこの預金は、インフレの進行による通貨購買力の減少に委ねられた(これらの敗戦後の動きについては、拙著『戦後インフレーション』〈1997年12月〉でも概説した)。

日 銀 券 の 動 き

— 敗戦直後期 —

(千万円)

| 年月末 | 日銀券発行高 (発行残高) | | 年月末 | 同左平均流通高 | |
|-------|---------------|---------|-------|---------|---------|
| | | (対前期増減) | | | (対前期増減) |
| 19/12 | 1775 | 748 | 19/12 | 1197 | 498 |
| 20/7 | 2846 | 1071 | 20/9 | 4202 | 3005 |
| 20/12 | 5544 | 2698 | 20/12 | 5077 | 875 |
| 21/1 | 5857 | 313 | 21/1 | 5611 | 534 |
| 2 | 5434 | △423 | 2 | 5932 | 321 |
| 3 | 2332 | △3102 | 3 | 2377 | △3555 |

[備考] 平均流通高は日銀の推計 (朝銀・台銀の発行準備日銀券を含まない) 一日銀「我国インフレーションの現段階」(『金融資』昭統第5巻所収) による。

(1) 日銀券増発の急進にたいしては、他方また、当時次のような勇ましい論調のものも存在していた (参考までに)。

○『日経』19年1月刊より——「……現在の通貨膨脹は、手持現金の増加という特殊事情に基因している……。〈中略〉その多くは従来如き信用取引の困難化から、商機を逸せぬため、或は戦時の応急に備うるためのものであり……。但し同時に、「……この手持現金の増加は、こうして直ちに購買力増加に向うべきもの」ではなく、「その限り憂うべき事情は見当らぬと言ってよい」と (以上、33ページ)。また、同、19年8月刊の「百億円突破の日銀券」より——「この日銀券の増大の原因については、①産業資金の増大、②現金取引の増加並に現金退蔵、③財政規模増大等があげられる。換言すれば戦時経済膨脹発展を物語るものであるから、必ずしも不健全な状態とは言えない。元々戦争経済に通貨膨脹はつきものであるが、この程度の増加を見てインフレ激化の指標として恐怖するには当らない。云々」(23ページ)。

○『朝日新聞』19.6.25付「通貨の健全性を維持せよ」より——「……通貨の現状には手放しの樂觀を許さぬ事情も少くない。けれども今日これだけの難局にありながら、わが通貨に対する国民の信頼そのものには些かの動揺の跡も観取されないのである。政府は今般現金の退蔵を防止するために、預貯金等の非常時払戻し対策を強化したが、現金をしまいこむということなども、国民が通貨の将来に何らの不安をも感じていないからこそ起る現象と見ることが出来るのである。〈中略〉吾人が心強いと感じるのは、微動だもせぬ通貨の健全性のうちに、わが国民の必勝の

信念を見出しうるからに外ならない」。しかし、これに続けて、「通貨の健全性を確保することは、戦局の急転回によって次第に困難となったが、……当面要求せられる対策の重点として、……第一に闇の封殺である。……いわゆる闇相場なるものが、物の値段たると、労賃、手間代たるとを問わず、近時急角度に昂騰する兆候を示している。……最近における闇の悪質化が、一般国民に貨幣軽視の観念を植えつけ、また一般物価高の牽引力となっていることは見逃し得ない事実である。〈中略〉第二は、政府自らが放漫なる支出を戒めるにある。……徒らに通貨を放出することは、通貨価値を脅威するのみで、生産に好影響を齎す所以ではない。云々」(以上、『金融資』昭第33巻, 297ページ)。

3. 通貨の動き —— 12～20年の概括 ——

これまでにみた通貨の動きに関して、若干補足する。

1) 日銀の通貨供給と通貨膨張

通貨の増加（預金通貨と現金通貨の流通内部での存在量あるいは企業や国民諸個人の保有量の増加）をもたらすものは、直接的には、企業や諸個人による通貨需要の増加（購買や支払いの使用のための、あるいは保有目的のための）であるが、この通貨の継続的な増加を可能にする、その基礎となるのは日銀の通貨供給の増加である。通貨の膨張は、こうしてまず、日銀の通貨供給の増加（供給超過の累積）の通貨面での現われである、ということができる。

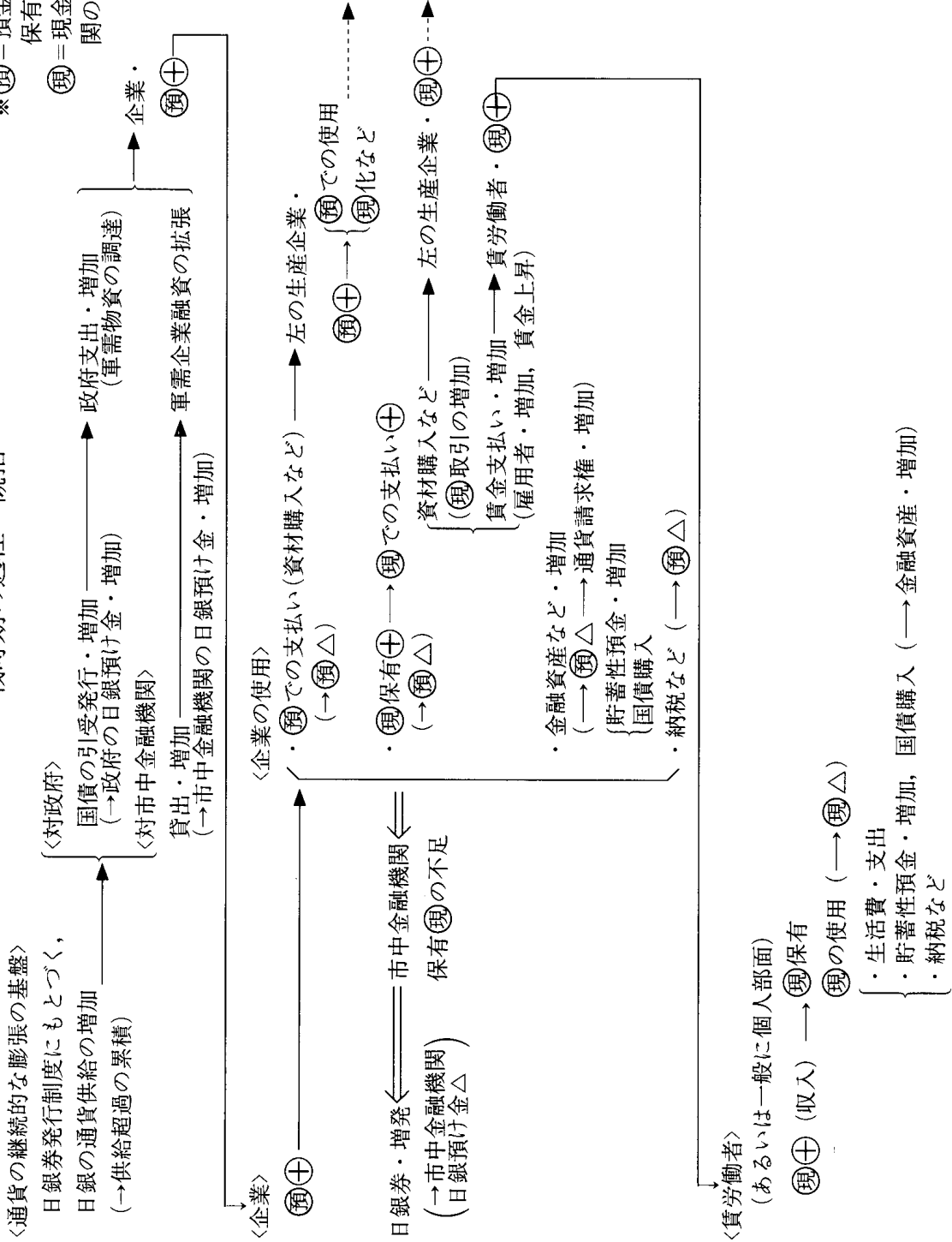
この戦時期における日銀の通貨供給と通貨（預金通貨と現金通貨）の増加の過程（あるいは関係）を、試みに、単純化し一覧表にしてみると（それも粗放なものであるが）、305ページのようになる。

このような通貨の増加はまた、購買手段の増加（あるいは購買力の膨張）を意味するものであって、需要の担手としての購買手段の企業や個人の保有が増加し、これにもとづいて物資などにたいする需要が増加して行く（あるいはそうした需要圧力が高まっている）と状況を示している。この戦時期においては、物資の生産・供給の欠乏が深まるなかで、日銀の通

日銀の通貨供給と通貨膨張

——戦時期の過程・概括——

※(預) = 預金通貨 (個人・企業保有の日銀券)
 (現) = 現金通貨 (市中金融機関の当座預金残高)



貨供給が増加し、これにもとづいて、この通貨の膨張が進行した。これに加えて、国民保有の政府や金融機関にたいする通貨請求権（金融資産）が累積した（戦時期における物資の需給状況については、物価の動きと関連させて改めて後にみる）。

2) 預金通貨と現金通貨

戦時期における通貨膨張の状況とその諸要因（促進要因）については、これまで概括したが、預金通貨と現金通貨の動きの面からこれを要約してみる。

まず、両者の通貨の増加の基礎となったのは、前記のように、日銀の通貨供給の増加の進行であり、これを促したのは、戦争遂行のための、日銀の国債引受発行にもとづく政府の軍事支出の増加と日銀貸出に依拠した市中金融機関の軍需企業融資の拡張であった。そして、こうした戦時期の状況の通貨面での現われとして、預金通貨、現金通貨ともに増加を続けたが、両者の増加率では現金通貨が上回り、現金取引の拡大にもとづいて取引の通貨手段として現金の比重が高まった。戦争末期には、通貨の存在量においても、現金通貨が預金通貨を上回るに至った。

預金通貨

預金通貨は、とくに支那事変の初期には、軍需景気の急拡大とこれに主導された一般的な景気の上昇（→取引活動の活発化）を背景に、著増した。しかしその後、支那事変の後期以降はその増勢が鈍化し、現金通貨の増加の急進を下回るようになった。

すなわち、戦争の長期化にもとづく物資需給の逼迫のなかで、現金取引が拡大し、現金通貨の使用・保有の増加が進むのにたいして、預金通貨は主として、配給ルートでの統制物資の取引の領域における、企業の大口・一括支払いの手段として用いられることになって行ったものとみられる。

戦時期には、軍需生産の増強とそのための生産力拡充を目的として物資

需給の「調整」が推進され、物資の配給統制が全面的に拡大・強化されたが、これに伴い、流通部門（流通業者）の整理が進み、取引の決済方法もまた変化した。こうしたなかで、預金通貨は、主として、配給・統制機関が媒介する企業の配給諸物資の大口取引における決済手段となり、その他の取引の領域では、現金による即時的な支払いの方法が一般に（配給ルートでの取引においても）普及して行った、とみられる。同時に、拡がりつつある不足物資の闇取引が、預金通貨の使用を狭めるように作用した⁽¹⁾。

なお、この預金通貨の使用に関連して、戦時期における手形交換所の「手形交換」の動きについて付記する。

まず、全体の状況をみると（第2表）、昭和10年から14年頃までは、交換枚数・金額ともに増加を続けたが、15年以降は、とくに交換枚数は減少を続け、一枚当りの金額は増加する、という動きを示した。この交換金額の増加は、物価上昇の進行の影響もあるが、これを交換枚数の減少の動き

第2表 手形交換の動き (1)

—昭和6年～19年—

| 年中 | 全国・計 | | | うち東京手形交換所 | | |
|----|------------|--------------|---------------------|------------|--------------|---------------------|
| | 枚数 (万枚) | 金額 (1千万円) | 平均1枚当り 金額 (円) | 枚数 (万枚) | 金額 (1千万円) | 平均1枚当り 金額 (円) |
| 6 | 3557 | 4639 | 1304 | 1241 | 2159 | 1740 |
| 7 | 3511 | 5303 | 1510 | 1265 | 2656 | 2100 |
| 8 | 3776 | 6716 | 1778 | 1358 | 3155 | 2324 |
| 9 | 3835 | 6464 | 1686 | 1425 | 2534 | 1778 |
| 10 | 4122 | 6408 | 1555 | 1515 | 2551 | 1684 |
| 11 | 4346 | 7009 | 1613 | 1589 | 2740 | 1725 |
| 12 | 4644 | 8561 | 1844 | 1731 | 2413 | 1972 |
| 13 | 4735 | 8625 | 1822 | 1833 | 3739 | 2040 |
| 14 | 5210 | 10739 | 2061 | 2044 | 4687 | 2923 |
| 15 | 5173 | 13231 | 2558 | 2069 | 5703 | 2757 |
| 16 | 4890 | 13890 | 2841 | 1974 | 6338 | 3210 |
| 17 | 4410 | 16228 | 3680 | 1818 | 7718 | 4245 |
| 18 | 3829 | 18050 | 4715 | 1546 | 9182 | 5941 |
| 19 | 2633 | 20229 | 7683 | 1057 | 10475 | 9911 |

〔備考〕 東京手形交換所『年報』昭和23年版による。第3表、第4表も同じ。

第3表 手形交換の働き(2)
 ——東京手形交換所・種類別構成——

| A. 枚数 | | | | | | | (%) |
|-------|-------|--------|-------|------|------|---------|------|
| 年中 | 当座小切手 | 自己宛小切手 | 送金小切手 | 約束手形 | 為替手形 | コール手形 | 雑類 |
| 6 | 78.4 | 0.9 | 4.0 | 3.2 | 1.6 | 0.1 | 11.8 |
| 7 | 78.3 | 0.9 | 3.7 | 3.2 | 1.5 | 0.1 | 12.4 |
| 8 | 79.0 | 0.9 | 3.7 | 3.1 | 1.5 | 0.1 | 11.7 |
| 9 | 77.9 | 0.8 | 3.5 | 3.8 | 1.7 | 0.1 | 12.2 |
| 10 | 77.8 | 0.6 | 3.4 | 4.0 | 1.7 | 0.1 | 12.5 |
| 11 | 77.9 | 0.7 | 3.2 | 4.1 | 1.7 | 0.1 | 12.4 |
| 12 | 77.9 | 0.7 | 3.2 | 4.0 | 1.7 | | 12.5 |
| 13 | 78.3 | 0.6 | 2.8 | 3.6 | 1.9 | | 12.8 |
| 14 | 78.6 | 0.7 | 2.8 | 3.1 | 1.8 | ※12~19年 | 13.0 |
| 15 | 78.2 | 0.7 | 3.0 | 2.5 | 1.6 | 0.01 | 13.4 |
| 16 | 77.0 | 0.7 | 3.2 | 2.0 | 1.2 | } | 16.0 |
| 17 | 75.5 | 0.9 | 3.2 | 1.5 | 0.6 | 0.03 | 18.3 |
| 18 | 72.3 | 1.0 | 3.4 | 1.2 | 0.3 | | 21.9 |
| 19 | 64.9 | 1.3 | 3.9 | 0.9 | 0.2 | | 28.8 |

| B. 金額 | | | | | | | |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 6 | 65.9 | 3.2 | 3.7 | 3.6 | 1.7 | 16.0 | 6.0 |
| 7 | 57.0 | 3.2 | 3.3 | 3.0 | 0.9 | 27.8 | 4.9 |
| 8 | 57.1 | 3.4 | 3.0 | 3.3 | 0.8 | 26.8 | 5.6 |
| 9 | 58.4 | 3.3 | 3.7 | 4.6 | 1.0 | 22.3 | 6.7 |
| 10 | 58.6 | 2.9 | 4.2 | 5.3 | 1.1 | 19.9 | 8.1 |
| 11 | 60.3 | 3.1 | 4.5 | 5.8 | 1.1 | 18.1 | 7.5 |
| 12 | 64.8 | 3.2 | 4.0 | 5.8 | 1.0 | 14.5 | 6.7 |
| 13 | 67.7 | 2.9 | 4.4 | 6.3 | 1.1 | 9.0 | 8.6 |
| 14 | 69.2 | 2.9 | 4.8 | 6.2 | 1.2 | 6.5 | 9.2 |
| 15 | 68.5 | 3.1 | 4.7 | 5.8 | 1.2 | 7.8 | 9.0 |
| 16 | 67.3 | 2.9 | 6.2 | 4.0 | 1.1 | 6.2 | 12.4 |
| 17 | 71.5 | 3.2 | 6.0 | 2.8 | 1.2 | 2.9 | 12.4 |
| 18 | 72.3 | 3.4 | 5.8 | 2.0 | 0.8 | 2.0 | 13.8 |
| 19 | 71.7 | 4.6 | 4.7 | 1.7 | 0.5 | 1.7 | 15.1 |

[備考] 第2表の東京手形交換所の交換内訳の比率。

第4表 手形交換の動き(3)

—東京手形交換所・当座小切手と商業手形—

| 年中 | 当座小切手 | | | 約束手形 | | | 為替手形 | | |
|----|--------------|------------|-------------------|---------------|------------|-------------------|---------------|------------|-------------------|
| | 金額 (1千万円) | 枚数 (万枚) | 1枚当り 金額 (円) | 金額 (100万円) | 枚数 (千枚) | 1枚当り 金額 (円) | 金額 (100万円) | 枚数 (千枚) | 1枚当り 金額 (円) |
| 6 | 1422 | 973 | 1461 | 786 | 392 | 2005 | 374 | 197 | 1894 |
| 7 | 1514 | 990 | 1525 | 808 | 398 | 2027 | 228 | 194 | 1181 |
| 8 | 1082 | 1073 | 1008 | 1051 | 425 | 2472 | 252 | 204 | 1730 |
| 9 | 1480 | 1111 | 1333 | 1173 | 542 | 2166 | 246 | 247 | 997 |
| 10 | 1500 | 1179 | 1272 | 1355 | 599 | 2263 | 276 | 264 | 1045 |
| 11 | 1652 | 1238 | 1334 | 1589 | 643 | 2470 | 293 | 276 | 1061 |
| 12 | 2211 | 1349 | 1639 | 1986 | 691 | 2875 | 331 | 294 | 1125 |
| 13 | 2531 | 1435 | 1764 | 2355 | 658 | 3580 | 411 | 339 | 1213 |
| 14 | 3241 | 1606 | 2017 | 2920 | 625 | 4669 | 558 | 372 | 1499 |
| 15 | 3905 | 1618 | 2413 | 3319 | 523 | 6341 | 684 | 335 | 2042 |
| 16 | 4267 | 1519 | 2809 | 2554 | 389 | 6567 | 665 | 227 | 2931 |
| 17 | 5520 | 1373 | 4020 | 2176 | 271 | 8034 | 926 | 107 | 8633 |
| 18 | 6634 | 1165 | 5694 | 1836 | 179 | 10243 | 698 | 48 | 14564 |
| 19 | 7513 | 686 | 10957 | 1812 | 98 | 18436 | 503 | 23 | 11625 |

と関連させてみると、戦時期における手形交換の役割が、全体として、まとまった大口取引の決済のためのものとなったことを示している、ということが出来る⁽²⁾。

次に、この手形交換の主体となっているのは小切手である(第3表)。これは、取引銀行から手形交換所へ交換・取立てに持ち出された小切手についての動きであるが、預金通貨の使用状況をうかがう一つの指標となる。

この小切手の交換においても(第4表)、16年頃から、交換枚数は減少し1枚当りの金額は増加する、という動きを示した。こうした小切手交換の動きは、物価上昇の進行の影響もあろうが、これまでもみたように、小切手(そして預金通貨)が、戦時期(とくに太平洋戦争期)において、主として大口・一括決済の手段として用いられるようになり、民需品生産企業や流通業者などの整理の進行が加わって、企業間の支払いのための預金通貨の使用・役割が一般に減退したことを現わすものといえよう。

商業手形（約束手形と為替手形）の交換は、枚数・金額とも交換全体の10%以下の小部分である（第3表）。これはまた、銀行を支払い場所とする商業手形で、これを割引いた銀行が期日に手形交換所を通じて取立てを行ったものであるが、戦時期における延払い・信用取引の動きをうかがう指標として触れる。

商業手形の交換の金額は16年頃から減少を続けたが、その枚数は13年頃から早くも減少に転じた（また、この枚数の減少の動きが金額の減少を上回って、1枚当りの金額は増加を続けた—第4表）。商業手形の交換のこうした動きは、戦時期における物資需給の逼迫と物価の上昇の進行のなかで（さらに配給物資の受給における一括・即時的な支払い方法の普及も加わって）、延払い（掛売買）による支払いが大幅に縮小した状況を反映するもの、ということができる。

そして、戦時期の取引における以上のような預金通貨（および商業手形）の使用の鈍化・減少は、同時に反面、現金取引の拡大と現金使用（およびその保有）の増加の促進要因となった。

(1)○日銀「特別小切手取引普及ニ関スル件ニ付テ」16年2月より——「物資統制に伴う配給機構の整備，即ち問屋を頂点として数段の中間商人によって構成せられ居たる従来の商品流通機構の編成替えにより，所謂掛売の範囲は次第に縮小し，現金売の風潮益々旺盛ならんとする情勢なり」。そして、「こうした動きは」現金需要の増大により「日銀」券発行高の増加頓に顕著なることに之を見る」（『金融資』昭第30巻，198～199ページ）。

○金融研究会「商取引決済並に資金移動状況調査概要」19年4月（全国の「地方特産物」の取引を対象とする18年10月～19年2月の調査。その「一般的傾向」より）——①商品取引高の減退—「戦時経済統制の進展に伴い，一般民需物資は大体において生産が減退し，……取引高の減少，資金移動状況の沈滞を来している」。②取引機構の変遷—「統制経済の発展に伴う商取引機構の変化に関して一般に看取される顕著な傾向」として，イ。「工業組合，産業組合乃至は産地元売商業組合等による一元的集荷機構が整備され，従来集荷機関として重要な機能を営んで居た問屋（産地問屋）は漸次その商業的機能並に金融的機能を失った。

云々」。ロ。「一般に個人取引が減少し、統制団体（特殊法人）を通じての一括取引が多くなった」。③イ。「一般に品薄気配のため買手の側から即時払乃至前払の傾向が強くなり、また一元化された集荷配給機関が売上代金の立替払を行う機会が多くなったために、一般に代金の決済期間は短縮の傾向があり……。醤油の場合……。支那事変以後においては品薄のため買手の生産地への買出が起り、決済方法も現金若くは前払いとなった。桐生絹織物の場合……。従来は機業家より原系商への決済は延払若くは買継手形によって行われていたが、最近においてはその支払は凡て現金払となり……」。ロ。「決済方式は従来の荷為替乃至約手の代りに、現金払、若くは預金振替の方法に依る場合が多くなった。云々」。そして、「これを要するに、戦時統制経済の進展に伴い、商取引経路並に代金決済方式が統制化、一元化せらるるとともに、資金移動状況も各種統制機関を中心として漸次簡素化しつつある傾向が看取される。云々」（以上、『金融資』昭第31巻，658～660ページ）。

○これに関連してまた、商工行政史刊行会『商工行政史』下巻より——「……統制経済の拡大にともなって物資蒐集過程の抹殺、中間配給機関の排除の傾向を生じたためにここに商業機能の縮小をもたらした……」。 「……商業者の整理と商業経営の合理化は、……日華事変の拡大進展にともなっていよいよ徹底的に押し進められることになるのである」（以上，10ページ，12ページ）。

(2) ○東京手形交換所『業務成績報告』より（手形交換全体の枚数・金額の動きとその要因について）——

12年 「<11年10月～12年6月>枚数金額共……経済界の好況を反映して、各月増加を続け……」。 「<12年7～12月>引続き枚数金額共依然増勢を持続し……」（『金融資』昭第6巻，182，194ページ）。

13年 「……枚数は最多記録を示し、金額は既往の最多記録たる大正15年・昭和元年……に次ぐ高記録を示したり」。 「併して斯る交換高の顕著なる増勢は東京のみの特異現象にして、……大阪，神戸，横浜の三都市は何れも激減を示したり。斯く本年の手形交換高が都市別に見て……著るしき跛行性を生ずるに至りし近因は、……巨額の政府資金撒布が専ら東京中心に行われたるものにして、貿易都市に於ける激減は対外貿易衰退に基く商取引の減退を反映したるものの如し」（同，217ページ）。

14年 「……枚数金額共に既往の最高記録を示現したり」。 「本年の<交換高は>東京を首め全国各都市何れも年初来増勢に転じ、然も第二次欧州大戦の勃発を見るや、其の増加趨勢は急速度に上昇を示したり」。

斯く本年手形交換高が全国的に増勢を強むるに至りたる主因は、政府の……巨額の資金撒布が漸く全国的に浸透したることにあれども、更に今次欧州大戦勃発を契機として、対外貿易の増進と国際物価高に基く国内物価高乃至は国内商品の価格昂騰、及政府資金撒布の累増に基く国民購買力の累進に因り取引総量並に取引額単位の増大を結果し、之が決済資金として預金通貨の急膨脹を齎らしたるものにして、云々」(同、239ページ)。

○15年 「<15年> 前半の増勢顕著なるは、第二次欧州動乱の拡大、政府大予算の遂行等に基く取引総量並に取引単位の増大したるを主とし、後半の増勢鈍化は、対外的には英米の対日経済封鎖政策の強化に基く対外貿易の全面的衰退、対内的には政府の金融『デフレ』政策の強化……等に基くものにして、偶々7・7禁令を契機とし、銀行預金の増勢鈍化、貸出の停頓情勢の展開となり、中小商工業を中心に金融界は異常の梗塞状態を現出し、この情勢が直ちに預金通貨回転総量の上に影響し、<交換枚数の減少、金額増加の停滞>を齎らしたるものの如し」(同、265ページ)。

16年上期 (1～6月) 「……手形交換高の枚数減、金額増の傾向は全国的の顕れにして……」。「交換枚数の全国的な減少傾向の主因としては、殊に中小商工業者を中心とせる金融梗塞状態が著しく信用取引を萎縮せしめ、自然預金通貨の使用範囲狭少となりたるに因るものの如く、一方交換金額の依然増勢を緩めざる直接原因は戦時膨大予算の遂行等に基く取引総量並に取引単位の増大したるに因するものの如し」(同、277～278ページ)。**16年下期** (7～12月) 全国的に枚数減・金額増の動きが続く。「……交換枚数が著しく減少を示したる主因は戦時統制経済強化に基く物資配給機構の改変よりする中間取引の廃止が最も強く影響したるものの如し」。「……金額に於ける増加趨勢は東京、京都及……地方都市の傾向にして、……主要貿易港を有する四大都市<大阪、神戸、横浜、名古屋の>交換高は著しく減少傾向を強め、云々」。また、「……手形交換高が都市別に見て……著しく跛行性を生ずるに至りし主因は、予算遂行に伴う資金撒布が東京に最も多く行われたるものの如くにして、<上掲の四大都市>の交換高が政府資金撒布量の累増傾向の内に於て尚減少傾向を示せるは、7月下旬『資産凍結令』の公布を見、米英との経済断交より対外貿易の減少したる影響と見るべきが如し」(同、292ページ)。

17年上期 「……手形交換高は枚数減、金額増の傾向を依然継続し、

枚数は中小商工業者の統合整理に結果する小口取引の減退を反映して著減を示したるが、金額は……政府資金撒布による軍需関係事業の大口支払が旺盛を極め、云々」(同、306ページ)。また、17年における交換枚数の著減・金額の著増について、「〈前者は〉戦時計画経済強化に伴う物資配給機構の改変並に国内生産機構の再編成に伴う企業の整備統合に基づく中間取引の廃止が最も強く影響したるものの如く……」。「〈後者は〉軍需関係事業の大口支払を基底とし、一般商取引量の増大を反映したるものの如し」(同320ページ)。

18年 交換枚数減・金額増の動きが続き、これについて17年とほぼ同様な要因を記す(同、335、346ページ)。

*東京手形交換所『業務成績報告』は、18年下期の第98回報告で終る。

- 金融研究会「我国金融事情」14年8月より(11~13年頃の動きとして)——「手形交換高の最も急激な増加が示したのは、……12年以降であって、……」。「交換手形一枚当金額〈は〉、昭和11年以降に於いて逐年増加し、昭和10年以前数年間に於ける減少とは全く傾向を逆転した。……〈後者の〉減少が、中小商工業の漸次的改善を物語ったに対し、昭和11年以降に於ける商取引の活況が軍需関係の大口取引の増進に基づくところ大であったことを示すものである」。また、「11年以降に於て……、預金通貨は急速に膨脹の傾向を示し、云々」(以上、『金融資』昭第28巻、102~103ページ)。
- 『全国金融統制会報』19年10月—「最近の手形交換状況」より——「最近に於ける手形交換の趨勢は、軍需融資を中心とする金融界の繁忙を端的に反映して金額の増嵩が顕著で、且つ一口当り金額は大口となり、一方交換枚数は毎月漸減の傾向を示している」。「……枚数の減少傾向は特に昭和16年度以降に於て濃化した。これが原因は、銀行の合併進捗に伴い店舗数が減少したこと、及び過般の企業整備の結果中小商工業者による頻繁且多量な当座小切手決済が殆ど消滅したこと等を挙げ得る」。「一方金額の増加は軍需関係支払いが圧倒的に大量且大口化しつつあることを示し、……」。「なお手形交換高に現われた金額の増嵩は最近に於ける通貨膨脹を反映しており、今後も引続き枚数減少に反比例して金額が増加するものと見られる」(『金融資』昭第12巻、789ページ)。

現金通貨

現金通貨は、支那事変の後期から増勢が強まり、とくに太平洋戦争期に急増した。

この現金通貨の増加をもたらした戦時期の諸要因については、さきに掲げた当時の記述の指摘するところであるが、これにもとづいて要約すれば、この増加を促進したのは、一般にまず、物資の売買における現金取引（現金使用）の拡大とこれにもとづく現金需要・現金保有の増加であった。そしてその背後には、こうした現金需要の増加に応じてその増加を可能し、これをもたらして行く通貨供給の増加があった。

まず、現金通貨の供給の面では、日銀の通貨供給に依存する政府の軍事費支出の増加と市中金融機関の軍需企業融資の拡張が、軍需企業への（およびこれを通じてその関連企業への）資金供給の増加をもたらし、企業は必要に応じてその現金化を進め、流通内部における現金通貨の供給の増加がもたらされて行った。

企業の現金需要の増加をもたらしたのは、現金取引（現金での購入）の拡大であり、物資需給の逼迫が高まるなかで、必要物資の入手の確保のため現金による買手の即時払いが拡まり、とくに闇取引の拡大と闇価格の上昇の進行が、この現金取引と現金保有の増加を促進した。また、配給物資の取引の領域においても、現金による即時・一括払いが普及した。

戦時期にはさらに、産業部門全体として雇用労働者数が増加するとともに、その賃金の上昇が進行し、賃金（現金）支払額と企業の現金需要が拡大した。そして、これによる国民の現金収入の増加、同時に他方では消費規制にもとづくその使用の制約が——「貯蓄増強」政策をもって所得現金の吸上げが図られたが——、生活物資の闇購入目的も含めて、国民の現金保有を増加させることになった。

現金通貨の増加（企業や国民諸個人における現金保有の増加）の動きは、太平洋戦争期に入り、戦局の悪化と軍需物資増産の強行のなかで促進された。さきにみたように、政府は、増産のほとんど唯一の手段として資金供給の拡大をもって軍需企業に拍車をかけ、これにもとづいて企業は、現金払いの手段をもって欠乏物資の奪い合いを展開した。また、高賃金の提供により不足した熟練工などの獲得を図った。そして、さきにみたよう

に、国内の既存設備や資材を軍需生産用に総動員するための企業整備の実施、空襲（「戦時災害」）の激化にたいする緊急措置の発動によって、現金通貨の供給が増大した。戦争末期にはまた、社会的・経済的混乱にたいする不安が高まるなかで、これに備える拠り所の主要な一つとして、国民の現金通貨の保持の動きが増加することになった⁽¹⁾。

- (1) 現金（日銀券）の膨張および国民におけるその保有の増加の動きに関して付言すれば、日銀券の通貨機能（法定支払手段としての強制通用力にもとづく、商品の売買および債務の決済における購買手段や支払手段の機能、国民の間でのその授受）は、この戦時期を通じて基本的に維持された、ということができる。

すなわち、戦局の悪化と物資需給の逼迫が強まるにつれて物価が上昇し、これに伴い日銀券の購買力が低下し続け、日銀券では物資の取得が不能となる「物交」の動きも広まるようになった。政府によるタレ流しの資金供給と日銀券増発の急進が国民一般にも感じられるようになるとともに、「カネ」軽視の風潮が高まり、「換物運動」も生じたが、こうした状況になってもなお、日銀券の通貨機能の有効性は基本的に維持され、また、混乱に備える拠り所の一つとして日銀券が保持された（20年に入ってから政治と戦局の末期症状、「本土決戦」必至の情勢、生産・供給（配給）の欠乏、物価の上昇、国民生活の全面的な悪化等々の状況と、日銀券の——種々の理由はつけるが全体として統制がとれなくなり、お手上げになったかのような——増発の急進や金融機構の不安定化とを重ね合わせるとき、日銀券の通貨機能は、「8月15日」によって、その不信が高まり崩壊へと向う一步手前の段階で保たれた、とみるべきであろうか）。

戦時期における上記の預金通貨と現金通貨（および商業手形）の動きを、図式的に概括すれば、およそ以下のようなになるであろうか——

まず、戦争の初期には、政府の軍需の急増にもとづく軍需景気の拡大を推進力として景気の拡大（経済・取引行動の活発化）が一般化し、このなかで預金通貨（および商業手形）の使用が増加する。

やがて、戦争の長期化とともに、物資需給の逼迫と物価上昇の動きが現われる。このため、物資の需給にたいする政策的規制（経済・配給統制）

が強化され、それが全面化する。このなかでまた、流通部門は配給組織となり、民需産業と流通・商業部門を重点に企業（総じて中小・零細、個人企業）の整理が進行する。これらの動きは、まず商業手形の使用（延払い取引・掛売買）を減退させ、次いで、預金通貨についても、その使用件数が減少し、主として配給機関（あるいは統制団体）との間での軍需企業の大口・一括取引の決済手段として用いられるものとなって行った。こうして、それ以外の一般取引の分野では、売買の即決的な支払い手段として現金通貨の使用が拡大・普及し、このための現金保有が増加したが、ここではまた、闇取引の拡大と闇物価の上昇の進行が現金保有を促進するとともに、戦時生産のための国民の労務動員の推進に伴う賃労働者数の増加と支払い賃金額の増加が、現金通貨膨張の主因の一つを形成した。さらに戦争末期には、戦局の悪化にもとづく前記のような非常措置の実施、社会的動揺と経済混乱の高まりが、現金通貨の膨張を促進した。そして、日銀の通貨供給の増加は、現金通貨の増加として急速に発現することになった。

〈付〉「国民貯蓄」の膨張

戦時期を通じて政府は、「過剰購買力」（あるいは「浮動購買力」）の吸収のため「国民貯蓄増強」を推進した（前稿(2)104ページ以下を参照）。これによって、国民の保有通貨の膨張の働きは抑制されることになったが、これは同時に他方、国民保有の通貨請求権（金融機関や政府にたいする債権・通貨請求権、各種の「金融資産」）の堆積・膨張となって現われた。

まず戦時期における「国民貯蓄」の動きは第5表のようであるが、12年度から敗戦直前・20年7月までの貯蓄実績を単純に加算すると、銀行預金および郵便貯金を主体に（国債の購入などを除いて）、総額1426億円に上っている。

このような政府による貯蓄の督励を促進要因として、「国民貯蓄」が戦時期を通じ各種の金融資産の形で積立てられ、金融機関の手で国債の消化

第5表 戦時中の「国民貯蓄」の動き（実績）

(期中増減, 100万円)

| 年 度 中 | 預金および貯金 | | | | | | | | | | J. 直接 有価証 券投資 | 合 計 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-------|---------------------|-------|
| | A. 銀行預 金 | B. 金銭信 託 | C. 郵便貯 金 | D. 簡易保 険積立金 | E. 郵便保 険積立金 | F. 厚生保 険積立金 | G. 保険会 社準備金 | H. 信用組 合等貯金 | I. 無尽会 社資金 | 小 計 | | |
| 12 | 1199 | 40 | 333 | 170 | 16 | — | 387 | 184 | 43 | 2372 | 2245 | 4617 |
| 13 | 3062 | 224 | 815 | 195 | 20 | — | 391 | 414 | 61 | 5182 | 2151 | 7333 |
| 14 | 4908 | 298 | 1384 | 247 | 39 | — | 472 | 963 | 104 | 8415 | 1788 | 10203 |
| 15 | 4981 | 323 | 1715 | 332 | 80 | — | 767 | 1259 | 196 | 9653 | 3164 | 12817 |
| 16 | 6126 | 444 | 2052 | 405 | 170 | — | 1057 | 1507 | 226 | 11987 | 4033 | 16020 |
| 17 | 9213 | 547 | 3352 | 538 | 292 | — | 1265 | 2306 | 222 | 17735 | 5722 | 23457 |
| 18 | 11009 | 774 | 5876 | 634 | 413 | 234 | 1418 | 4452 | 279 | 25089 | 5899 | 30988 |
| 19 | 19710 | 1265 | 11091 | 814 | 467 | 387 | 1487 | 7979 | 520 | 43720 | 4769 | 48489 |
| 20/4 ～7計 | 10940 | △56 | 4344 | 218 | 109 | 139 | △283 | 2970 | 63 | 18444 | 1653 | 20097 |

(備考) 大蔵省調べ「国民貯蓄実績」——大蔵省・日銀『財政経済統計年報』昭和23年版などによる。「国民貯蓄」の内訳について——

④全国銀行預金から当座預金などを除いたもの。⑤振替貯金などを除いたもの。⑥・⑦運用資産総額。⑧資金運用部の厚生保険預託金。⑨生保・損保の運用資産総額から預け金を除いたもの。⑩信用組合、農林中金・商工中金などの預金から当座預金などを除いたもの。⑪国債、社債、株式などの増減から政府や金融機関保有分などを除いたもの。以上、日本統計研究所『日本経済統計集』p.216による。

第6表 金融機関預貯金の指標

(年月末残高, 100万円)

| 〈全国銀行預金〉 | 12/12末 | 20/7末 | |
|----------------|--------|--------|----------------------|
| 当座預金 | 1867 | 10500 | |
| 普通預金 | 2616 | 29632 | |
| 通知預金 | 900 | 1020 | |
| 定期預金 | 7553 | 37260 | |
| その他 | 508 | 23723 | |
| 貯金・積金 | 2302 | 2607 | |
| 計 | 15747 | 104743 | |
| 〈参考〉 当座預金を除く・計 | 13880 | 94243 | (12/12:20/7) 6.8倍 |

※ 「全国銀行主要勘定」(日銀を除く)による。

〈郵便貯金〉

12/12末 3686, 20/7末 34937 (9.5倍)

※ 「郵便振替貯金」を除く。

〈簡易保険・郵便年金〉

13/3末 1414, 20/7末 6299 (4.5倍)

※ 両者の資金の計。

〈金銭信託〉

12/12末 1865, 20/7末 5833 (3.1倍)

※ 全国信託会社の資産のうちの金銭信託。

〈農林中央金庫〉

12/12末 124, 20/7末 9764 (78.7倍)

※ 預金総額。

〈都道府県農業会〉

12/12末 385, 20/8末 14632 (38倍)

※ 貯金額。20/7末の数字を欠く。

〈市町村農業会(信用組合)〉

17/12末 5843, 20/3末 15183 (2.6倍)

※ 貯金額。20/7末の数字を欠く。

〈商工組合中央金庫〉

12/下期 2, 20/7 28 (14倍)

※ 預金額。

〈市街地信用組合〉

12/12末 279, 20/7末 2919 (10.5倍)

※ 貯金額

〈生命保険〉

13/3末 3034, 20/3末 10509 (3.5倍)

※ 責任準備金などの準備金の計。20/7の数字を欠く。

〈無尽〉

13/12末 448, 20/7末 1980 (4.4倍)

※ 無尽会社の未給付口掛金と預金との計。

〔備考〕 大蔵省・日銀『財政経済統計年報』昭和23年版と日銀『戦時中金融統計要覧』所収の数字を中心に、大体のところをまとめてみた。但し、「貯蓄性預貯金」の範囲はまちまちで、整合しないものがあり、また他の同様な統計資料との喰違いがあって、全くの試表である。

第7表 国債の所有者構成

(100万円)

| 年月末残高 | 12/12 | 19/3 | 12/12 : 19/3 (倍) |
|-------------------------------|-------|-------|---------------------|
| A. 金融機関・計 | 6136 | 43676 | 7.1 |
| うち 日 銀 | 1077 | 6636 | 6.2 |
| 特殊銀行 | 567 | 5523 | 9.7 |
| 普通銀行 | 2565 | 17641 | 6.9 |
| 貯蓄銀行 | 1163 | 6225 | 5.4 |
| 信 託 | 286 | 748 | 2.6 |
| 保 険 | 392 | 3172 | 8.1 |
| 産組, 中金, 信組関係 ^{a)} | 87 | 3731 | 42.9 |
| B. 政府関係・計 | 3369 | 23181 | 6.9 |
| 預 金 部 | 2369 | 20802 | 8.8 |
| 簡易保険など ^{b)} | 730 | 2001 | 2.7 |
| 政府関係共済組合 | 222 | 246 | 1.1 |
| 地方公共団体 | 48 | 131 | 2.7 |
| C. 公衆, その他 | 2388 | 10697 | 4.5 |
| D. 総 計 | 11893 | 77555 | 6.5 |
| ※ D = 100 | | | |
| A | 51.7 | 56.3 | |
| B | 28.3 | 29.9 | |
| C | 20.0 | 13.8 | |

- 〔備考〕 1) 大蔵省調べ。外国債を含み、政府短期証券を含まない。
 2) a) は信用組合連合会、信用組合など。
 b) は簡易保険、郵便年金、国債整理基金など。
 3) 日銀『戦時中金融統計要覧』—「国債所有者別」表による。なお、同表の特殊銀行の数字は日銀を含めたものであるが、ここでは、日銀勘定を参考に、日銀保有国債を抜き出して掲げた。

や産業資金の供給のために用いられた（そして、これらの通貨請求権は、敗戦によってほとんど有名無実の存在と化すことになった）。

これらのうち、とくに貯蓄性預貯金についてみると第6表のようである（これは広い範囲の大まかな区分であるが、預貯金を行う当時の国民が、通貨として使用するためではなく、総じて貯蓄目的のものとしたとみられる預貯金の形態について概括した）。きわめて粗放なまとめにすぎないが、この貯蓄性預貯金の額は、敗戦直前の20年7月において、定期預金を主体

とする銀行預金として約940億円、次いで郵便貯金として約350億円、その他の農林中金や農業会、信用組合関係等々への預貯金を含めると、全体で2千億円近くに上った、と推定される。戦時期、国民の勤労収入の多くの部分が貯蓄性預貯金として金融機関に固定され、戦争協力のため事実上据置きのおかれ、全体としてこれが大幅に膨張したという動きをうかがうことができよう。

なお、これらの預貯金は、戦後へと引継がれたが、このうちとくに都市大銀行の預金を中心に、戦争直後期の20年10～21年1月にかけて、その大量の払戻しの動きが生じた。そして、21年2月の「金融非常措置」（さきに触れた「日本銀行券預入令」と合わせた「金融緊急措置令」）による預貯金の「封鎖」（第6表にみられる各種の預貯金・金融資産の払戻しや使用の制限）という措置をもって、この戦時期からの「国民貯蓄」にたいする「戦後処理」が行われた（こうした国民の預貯金あるいは金融資産の最終処理については省略する）。

このような国民の預貯金の動きに関連して、同様な性質をもつのが国民諸個人による国債の買入れ・保有である。この状況については、第7表程度以上にはっきりした数字は見えていないが、国債の個人保有は、戦争末期、100億円近くであったろうか。

なお、戦時期に発行された国債の償還期限は、例えば、支那事変初期の13年度に発行された「支那事変国庫債券」（13年度発行）は主として17年、「支那事変割引国庫債券」は10年、太平洋戦争期の17年度発行の「大東亜戦争国庫債券」は主として17年、「大東亜戦争割引国庫債券」は主として10年であり、その償還は戦後の昭和22・23年頃から始まることになる。戦時期から戦後にかけてのインフレの高進によって、戦争遂行のために国民が消化し保有した戦時国債の償還時の通貨の購買力は、こうして大幅に失われる結果となった。